

玉名市 子ども・子育て支援事業計画

《中間見直し版》

は じ め に



我が国においては、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、子育て支援に対するニーズが多様化しています。

このように子育てを取り巻く環境が変化するなか、玉名市においては、「玉名市次世代育成支援行動計画（たまな子育てプラン）」の前期計画（平成17年3月策定）・後期計画（平成22年3月策定）に基づき、地域の特性を踏まえた子育て環境の整備に積極的に取り組んでまいりました。

こうしたなか、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、幼児期の学校教育・保育と地域の子ども・子育て支援策を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートいたします。

本市では、この新制度に基づく事業計画として、新たに「玉名市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子どもたちの笑顔を求めて」を基本理念とし、本市で生まれ育つ子どもたちが笑顔ですくすくと育つことができるよう、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための各種施策を立案いたしました。

今後は、本計画の実現のために、市民の皆様や地域の関係機関・団体の皆様と連携しながら、着実に各種施策を推進してまいりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました玉名市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

玉名市長 高寄 哲哉

< 目 次 >

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の性格と位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定体制	3
5.	計画の推進方法	3
(1)	計画推進及び進捗状況の把握	3
(2)	計画推進に向けた関係機関の役割	3
第2章	玉名市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	4
1.	人口の状況	4
(1)	人口の推移	4
(2)	出生の状況	6
(3)	児童人口（小学生以下）の推移	7
2.	ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	8
(1)	保護者の就労状況	9
(2)	平日の教育・保育の利用状況	10
(3)	病（後）児保育や一時保育等の状況	12
(4)	放課後児童健全育成事業（学童保育）等の状況	15
(5)	仕事と子育ての両立支援	16
(6)	子育てに関する不安や悩み	17
(7)	子育て支援として玉名市に期待すること	18
3.	主な教育・保育施設等の状況	19
(1)	認可保育所及び認定こども園の状況	19
(2)	幼稚園の状況	20
(3)	認可外保育施設の状況	20
第3章	計画の基本方針	21
1.	計画の基本理念	21
2.	計画の基本的視点	22
(1)	子どもの「最善の利益」の実現を目指す	22
(2)	社会全体で、すべての子ども・子育て家庭を支援する	22
(3)	質の高い教育・保育や子育て支援を提供する	22
(4)	「仕事と生活の調和」の実現を目指す	22
3.	保育・教育提供区域の設定	23
(1)	教育・保育提供区域について	23
(2)	本市における教育・保育提供区域	23
4.	計画の体系	24
第4章	幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	25
1.	教育・保育（1～3号）	25
(1)	教育・保育の量の見込みの概要	25
(2)	1号認定	26
(3)	2号認定	27
(4)	3号認定	28
(5)	保育利用率	29
2.	地域子ども・子育て支援事業	30
(1)	時間外保育事業	30

(2)	放課後児童健全育成事業	30
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	31
(4)	地域子育て支援拠点事業	32
(5)	一時預かり事業	32
(6)	病児保育事業	34
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕	34
(8)	利用者支援事業【新設】	35
(9)	妊婦に対する健康診査	36
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	37
(11)	養育支援訪問事業	37
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
(13)	多様な主体が参画することを促進するための事業	38
3.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	39
(1)	認定こども園の普及	39
(2)	質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	39
(3)	保幼小連携等の取組の推進	39
第5章	その他の子ども・子育て支援に係る施策	40
1.	産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	40
2.	児童虐待の防止	40
(1)	関係機関との連携及び相談体制の強化	40
(2)	発生予防、早期発見、早期対応等	41
(3)	社会的養護施策との連携	42
3.	ひとり親家庭の自立支援の推進	43
4.	障がい児などの支援	44
5.	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進	45
6.	小学生の放課後等の居場所づくり	46
第6章	母子保健に係る施策【母子保健計画】	47
1.	子どもや親への健康支援の充実	47
(1)	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	47
(2)	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	47
(3)	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	47
2.	学童・思春期から成人期に向けた支援の充実	51
資 料 編		52
1.	計画策定の経緯	52
2.	玉名市子ども・子育て会議条例	53
3.	玉名市子ども・子育て会議 委員名簿	55
4.	子ども・子育て支援新制度に関する用語定義	56

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生み育てることに対する意識等の変化をもたらしています。玉名市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

本市においては、平成17年10月の1市3町の合併後、「たまな子育てプラン（玉名市次世代育成支援行動計画〔前期計画〕）」（計画期間：平成17～21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定し、『元気で！笑顔で！いきいき子育て大作戦！』を基本理念として、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取組を進めてきました。

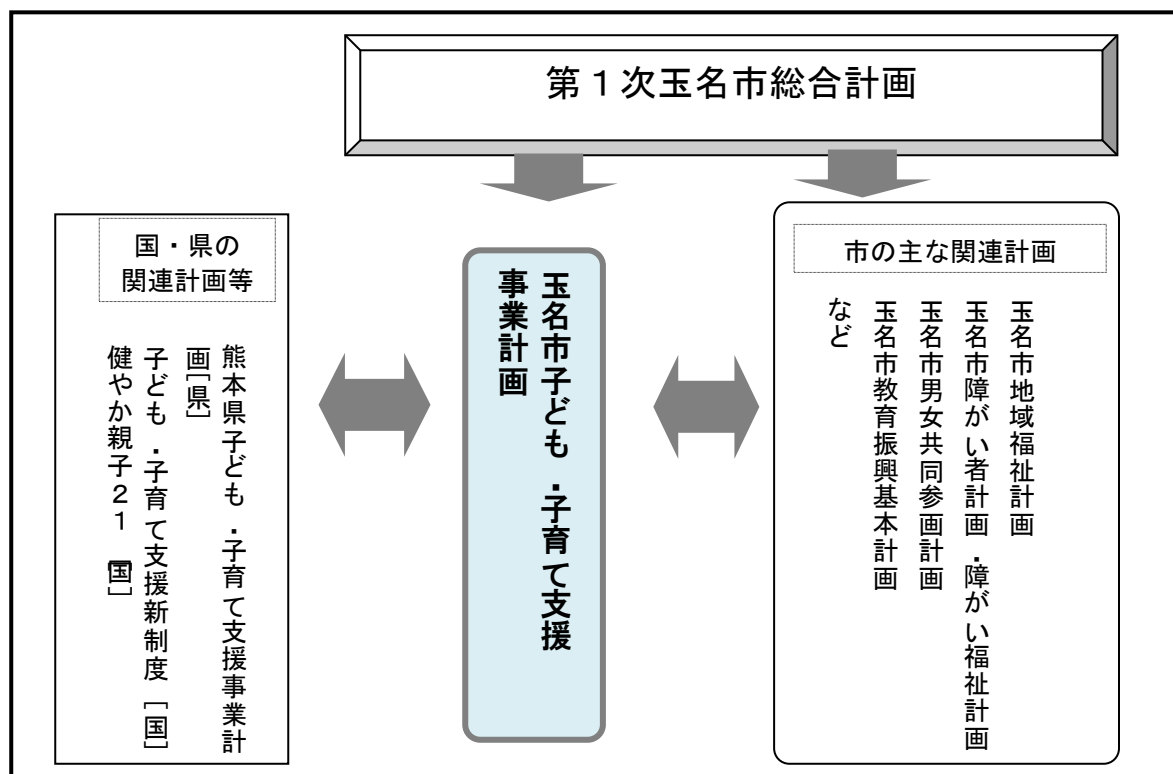
今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実等を図るため、5年間を一期とする「玉名市子ども・子育て支援事業計画（すまいるたまな）」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、国の「健やか親子21」（わが国の21世紀における母子保健に関する国民運動計画）の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21地方計画）」としての性格も有します。
- 本計画は、「第1次玉名市総合計画」（後期基本計画：平成24～28年度）を上位計画とし、「玉名市教育振興基本計画」や「玉名市男女共同参画計画」、「玉名市障がい者計画・障がい福祉計画」、「玉名市地域福祉計画」などの本市の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。
- 「たまな子育てプラン（玉名市次世代育成支援行動計画）」については、平成26年度末で計画期間が終了しますが、今後も子どもと子育てに関連する各種施策を推進していくため、本計画については、たまな子育てプランから、重点的に取り組む施策を取り込んだ計画として位置づけます。
- 本計画は、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や「健やか親子21」、「熊本県子ども・子育て支援事業計画」等の国や県の関連計画等とも整合性を図って策定するものです。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（平成29年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「玉名市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画案に対するパブリック・コメント（市民意見提出手続）により、市民の意見の反映に努めました。

5. 計画の推進方法

（1）計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

（2）計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

第2章 玉名市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の状況

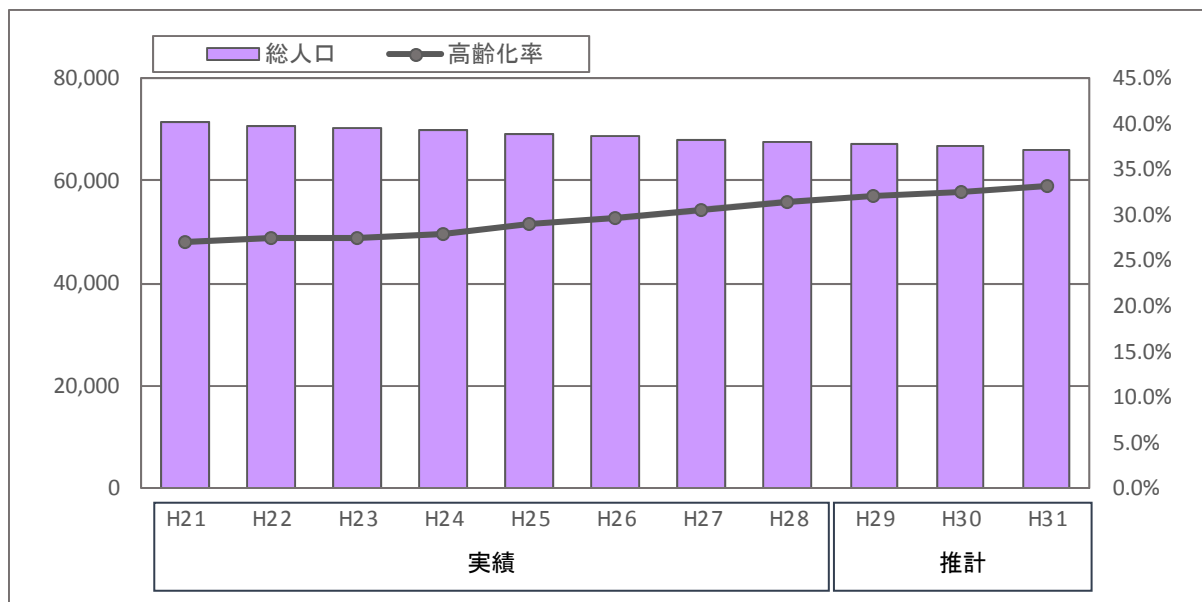
(1) 人口の推移

本市の総人口は、近年、減少傾向にあり、平成24年度には69,893人と7万人を下回りました。今後も人口減少は続くものと見込まれ、平成31年度には66,000人程度になる見込みです。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成25～31年度の6年間で約4,500人減少する見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は同期間中に約2,000人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は平成31年度に33.2%に達し、市民の約3人に1人が高齢者となる見込みです。

このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



	実績									推計		増減
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31-H25
0-14歳	9,533	9,316	9,189	9,036	8,900	<u>8,820</u>	<u>8,680</u>	<u>8,585</u>	<u>8,490</u>	<u>8,428</u>	<u>8,372</u>	<u>▲ 528</u>
15-64歳	42,553	42,085	41,884	41,318	40,311	<u>39,559</u>	<u>38,586</u>	<u>37,759</u>	<u>37,190</u>	<u>36,472</u>	<u>35,793</u>	<u>▲ 4,518</u>
65歳以上	19,286	19,434	19,296	19,539	19,971	<u>20,398</u>	<u>20,794</u>	<u>21,233</u>	<u>21,562</u>	<u>21,765</u>	<u>21,921</u>	<u>1,950</u>
総人口	71,372	70,835	70,369	69,893	69,182	<u>68,777</u>	<u>68,060</u>	<u>67,577</u>	<u>67,242</u>	<u>66,665</u>	<u>66,086</u>	<u>▲ 3,096</u>
高齢化率	27.0%	27.4%	27.4%	28.0%	28.9%	<u>29.7%</u>	<u>30.6%</u>	<u>31.4%</u>	<u>32.1%</u>	<u>32.6%</u>	<u>33.2%</u>	<u>4.3</u>

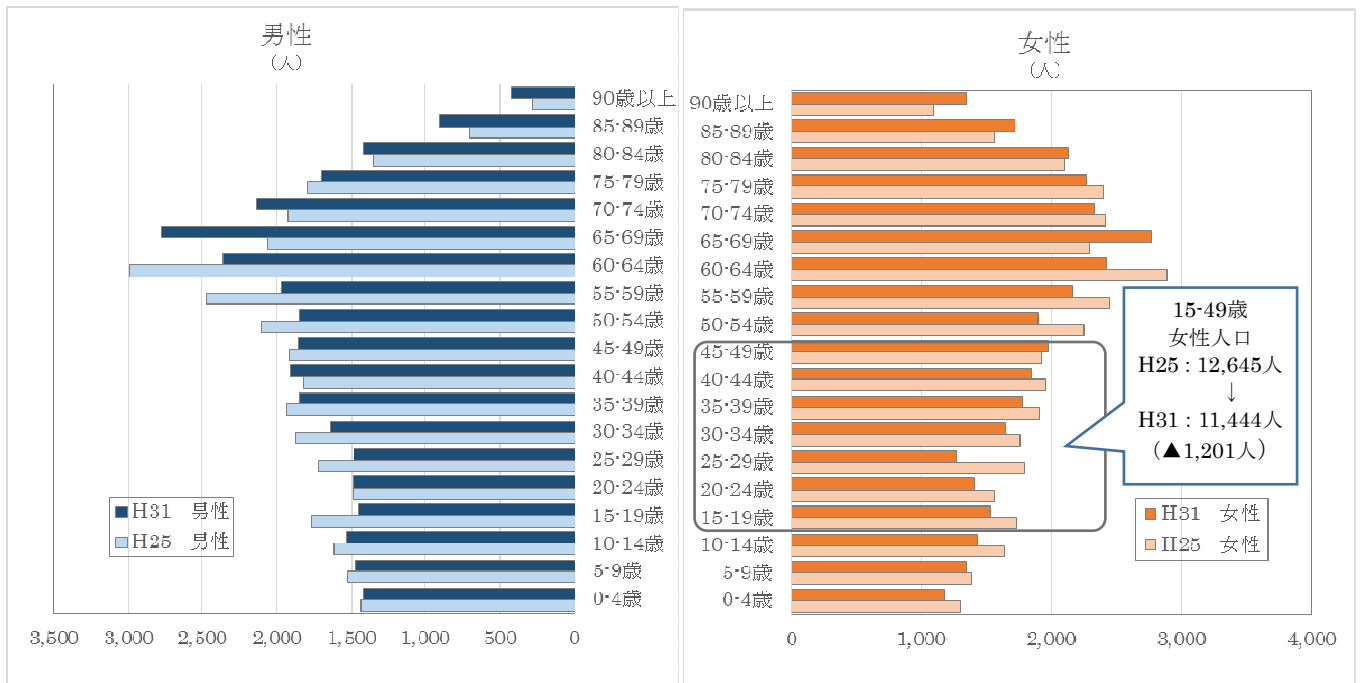
資料／平成25～29年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成30～31年度：コーホート変化率法による推計値

平成25年度（実績）と平成31年度（推計値）の性別・5歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率（※）の算定対象である15～49歳の女性人口は平成25～31年度の6年間に約1,200人減少するものと予測されます。なかでも20歳代女性（683人減）の減少が顕著です。

（※）合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

【人口ピラミッド（平成25・31年度の比較）】



(単位:人)	男性			女性		
	H25	H31	増減	H25	H31	増減
0-4歳	1,435	1,419	▲16	1,301	1,177	▲124
5-9歳	1,529	1,468	▲61	1,387	1,341	▲46
10-14歳	1,611	1,532	▲79	1,637	1,435	▲202
15-19歳	1,764	1,451	▲313	1,737	1,534	▲203
20-24歳	1,490	1,491	1	1,560	1,403	▲157
25-29歳	1,720	1,487	▲233	1,796	1,270	▲526
30-34歳	1,872	1,644	▲228	1,756	1,648	▲108
35-39歳	1,934	1,851	▲83	1,909	1,776	▲133
40-44歳	1,820	1,909	89	1,960	1,839	▲121
45-49歳	1,911	1,857	▲54	1,927	1,974	47
50-54歳	2,108	1,846	▲262	2,255	1,899	▲356
55-59歳	2,471	1,974	▲497	2,452	2,161	▲291
60-64歳	2,989	2,358	▲631	2,880	2,421	▲459
65-69歳	2,057	2,274	217	2,293	2,771	478
70-74歳	1,919	2,139	220	2,412	2,329	▲83
75-79歳	1,798	1,696	▲102	2,396	2,270	▲126
80-84歳	1,354	1,421	67	2,108	2,129	21
85-89歳	704	910	206	1,559	1,720	161
90歳以上	276	423	147	1,095	1,339	244
合計	32,762	31,650	▲1,112	36,420	34,436	▲1,984

(再掲)

(単位:人)	H25	H31	増減
15-49歳女性 計	12,645	11,444	▲1,201
15-19歳	1,737	1,534	▲203
20-29歳	3,356	2,673	▲683
30-39歳	3,665	3,424	▲241
40-49歳	3,887	3,813	▲74

資料／平成25年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成31年度：コーホート変化率法による推計値

(2) 出生の状況

本市の合計特殊出生率（平成20～24年）は1.56であり、全国（1.38）より高いものの、熊本県（1.61）に比べて低く、国・県同様に、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.08を下回っています。

年間の出生数の状況をみると、平成28年度実績で517人となっており、このうち母親が20代後半～30代前半（25～34歳）であるものが348人と全体の67.3%を占めています。

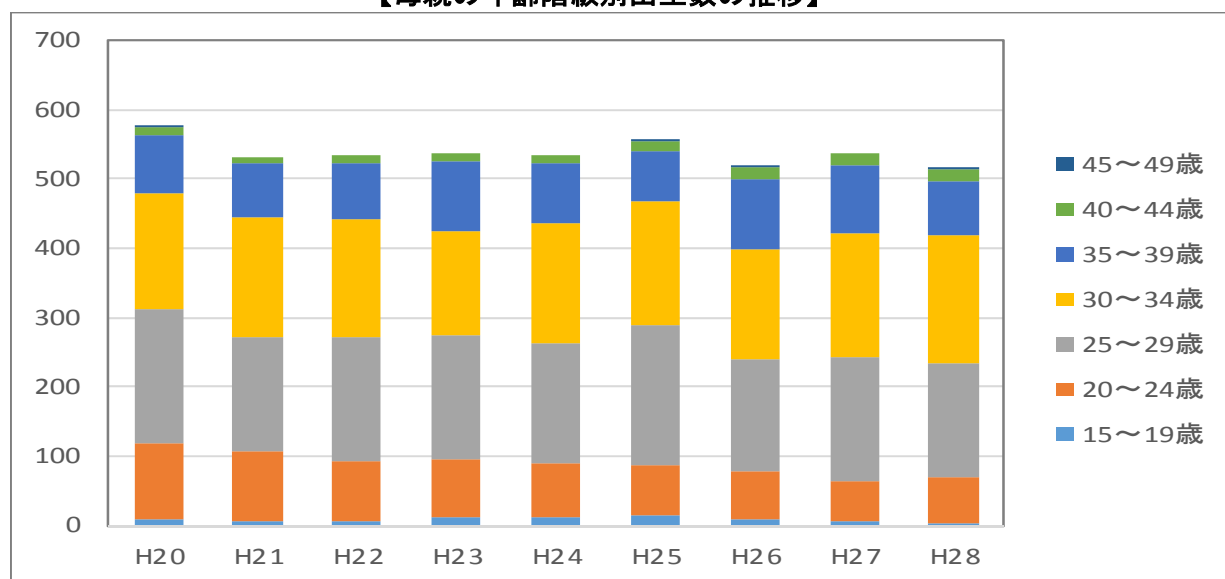
平成21年からの推移をみると、20歳代による出産は減少していますが、30歳代以上による出産は増加傾向にあります。

【合計特殊出生率（平成20～24年）】

	全国	熊本県	玉名市
合計特殊出生率	1.38	1.61	1.56

資料／平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別出生数の推移】



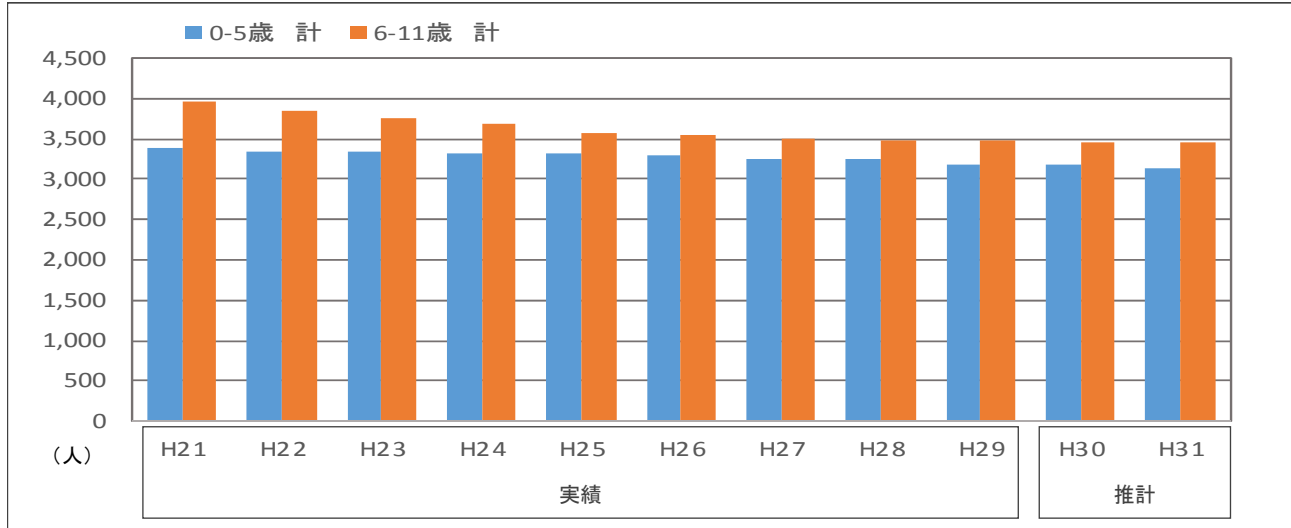
(単位:人)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	575	533	535	538	533	555	517	538	517
15～19歳	9	7	6	11	12	15	8	6	4
20～24歳	109	99	86	84	78	72	70	59	66
25～29歳	194	166	180	180	173	201	161	178	164
30～34歳	169	174	169	151	173	181	159	179	184
35～39歳	81	76	82	100	87	71	103	97	80
40～44歳	12	9	12	12	10	14	15	19	17
45～49歳	1	0	0	0	0	1	1	0	2

資料／保健センター調べ（人口動態統計） ※各年1月1日～12月31日の出生数合計

(3) 児童人口（小学生以下）の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の各歳別人口の推移をみると、母親世代である15～49歳女性人口の減少等により、児童人口も減少することが見込まれています。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)	実績									推計	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	515	528	549	499	544	496	506	525	498	505	489
1歳	574	538	537	575	510	561	506	514	522	504	511
2歳	557	563	552	561	584	527	561	517	527	531	513
3歳	570	556	562	553	557	597	537	568	537	540	544
4歳	592	574	561	578	541	561	591	542	565	536	539
5歳	586	584	577	566	586	548	550	591	537	560	531
6歳	601	586	604	584	562	592	565	558	593	546	570
7歳	661	602	577	606	582	570	592	570	560	596	549
8歳	662	660	608	573	605	591	571	588	576	561	597
9歳	662	659	654	610	581	607	587	575	590	577	562
10歳	671	663	666	646	608	584	605	590	580	592	579
11歳	699	670	657	665	643	609	578	606	592	579	591
0-5歳 計	3,394	3,343	3,338	3,332	3,322	3,290	3,251	3,257	3,186	3,176	3,127
0-2歳 計	1,646	1,629	1,638	1,635	1,638	1,584	1,573	1,556	1,547	1,540	1,513
3-5歳 計	1,748	1,714	1,700	1,697	1,684	1,706	1,678	1,701	1,639	1,636	1,614
6-11歳 計	3,956	3,840	3,766	3,684	3,581	3,553	3,498	3,487	3,491	3,451	3,448
6-8歳 計	1,924	1,848	1,789	1,763	1,749	1,753	1,728	1,716	1,729	1,703	1,716
9-11歳 計	2,032	1,992	1,977	1,921	1,832	1,800	1,770	1,771	1,762	1,748	1,732

資料／平成21～29年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成30～31年度：コーホート変化率法による推計値

2. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

【ニーズ調査の概要】

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （礼状兼督促はがき1回使用）	郵送配布－郵送回収 （礼状兼督促はがき1回使用）
標本数	2,500人	2,000人
有効回収数 （有効回収率）	1,525人（61.0%）	1,246人（62.3%）
調査期間	平成25年10月18日～11月5日 （回収予備期間11月20日まで）	

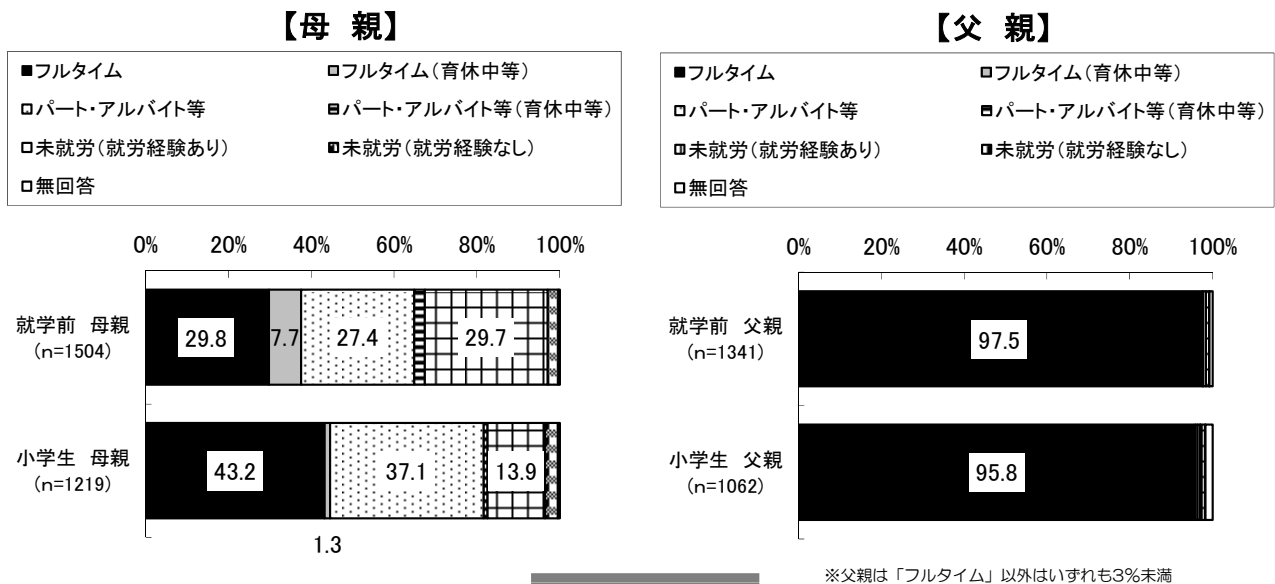
<次頁以降のニーズ調査結果の見方>

- 回答は、原則として各質問の調査数を基数（n）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入している。
- このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

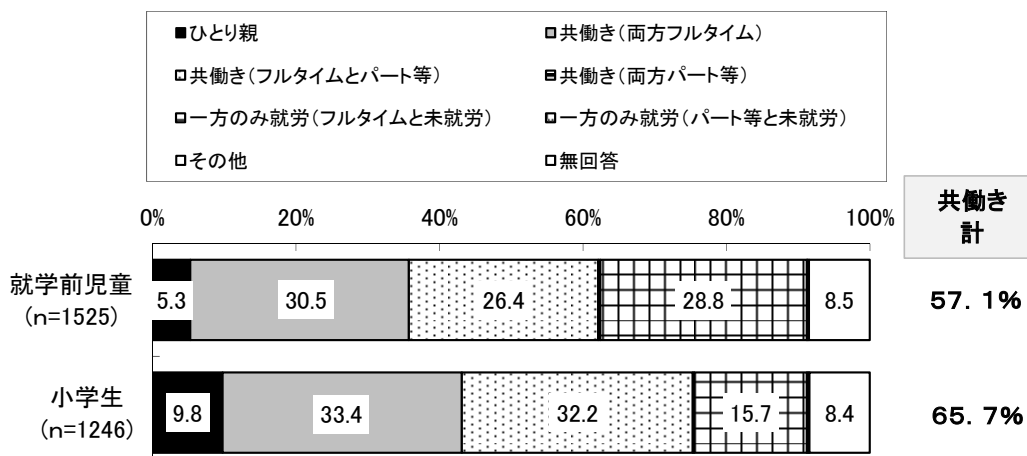
(1) 保護者の就労状況

- 保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%以上と大半を占めるのに対して、母親は「フルタイム」や「パート・アルバイト等」での就労者や未就労者などに分かれており、就労形態が多様化しています。また、母親は子どもの年齢ごとにも違いが見られ、就学前児童の母親では「フルタイム」(29.8%)と「未就労(就労経験あり)」(29.7%)がそれぞれ3割ずつを占めていますが、小学生になると「未就労(就労経験あり)」は13.9%と半減し、代わって「フルタイム」(43.2%)や「パート・アルバイト等」(37.1%)などの就労者の割合が高まっています。
- 父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き(両方フルタイム)」「共働き(フルタイムとパート等)」「共働き(両方パート等)」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童：57.1%、小学生：65.7%と6割前後を占めています。

【保護者の就労状況】



【保護者の就労状況(集約)】

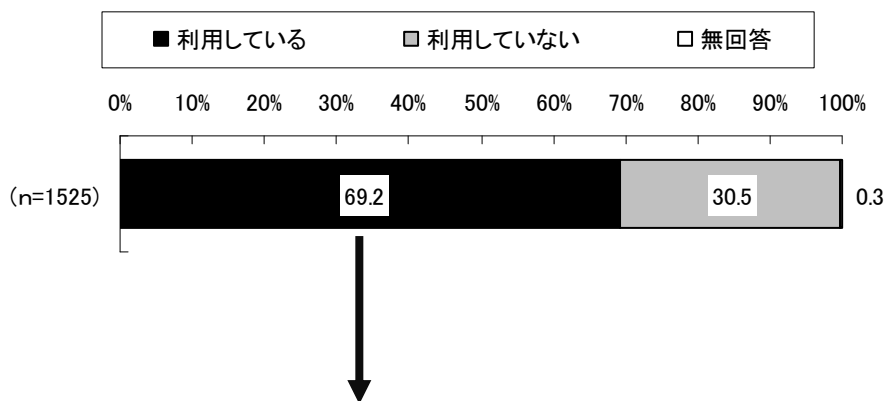


(2) 平日の教育・保育の利用状況

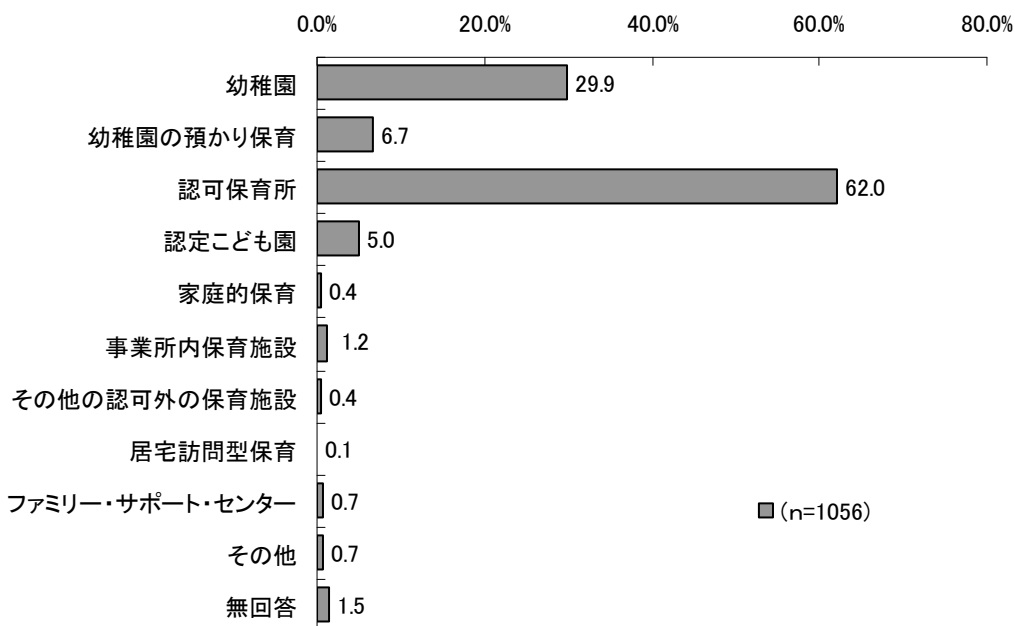
① 現在の利用状況

- ・就学前児童の7割（69.2%）が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。
- ・利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」（62.0%）の割合が6割を超えて最も高く、次いで「幼稚園」（29.9%）となっており、その他の事業はいずれも1割未満です。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



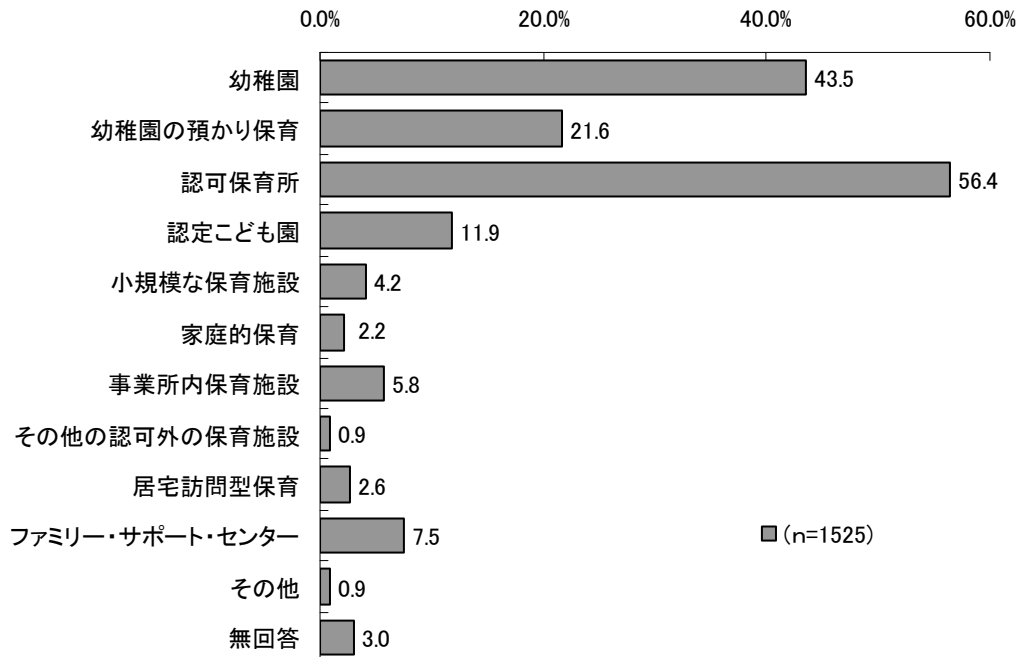
【利用している教育・保育事業の種類】



② 今後の利用意向

- 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(56.4%)の割合が5割を超えて最も高く、次いで「幼稚園」(43.5%)、「幼稚園の預かり保育」(21.6%)、「認定こども園」(11.9%)となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向】

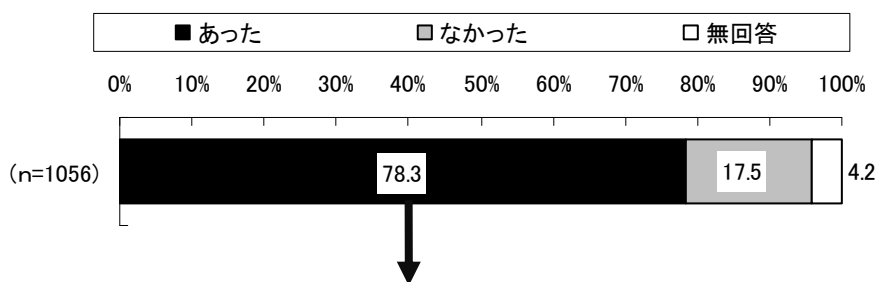


(3) 病（後）児保育や一時保育等の状況

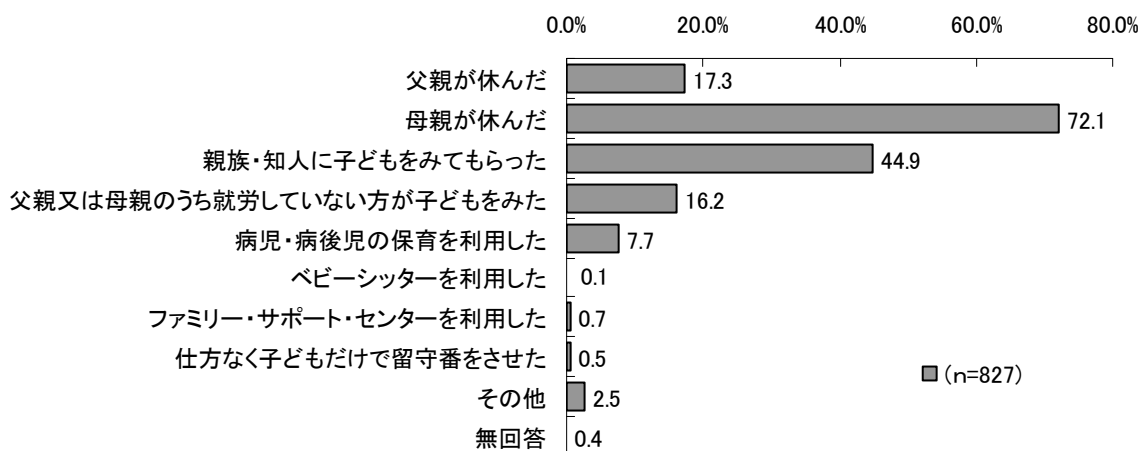
① 病児・病後児保育

- 平日、定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の78.3%は、過去1年間に子どもの病気等のために事業を休んだ経験があり、休んだ日数（平均）は14.0日／年となっています。
- 休んだ場合の対処方法では「母親が休んだ」（72.1%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（44.9%）の順で割合が高く、「病児・病後児の保育を利用した」は7.7%となっています。

【過去1年間に病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験】



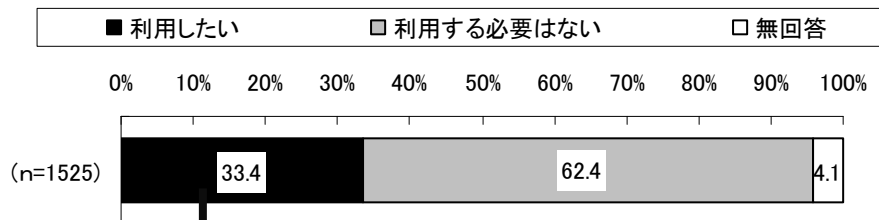
【休んだ場合の対処方法】



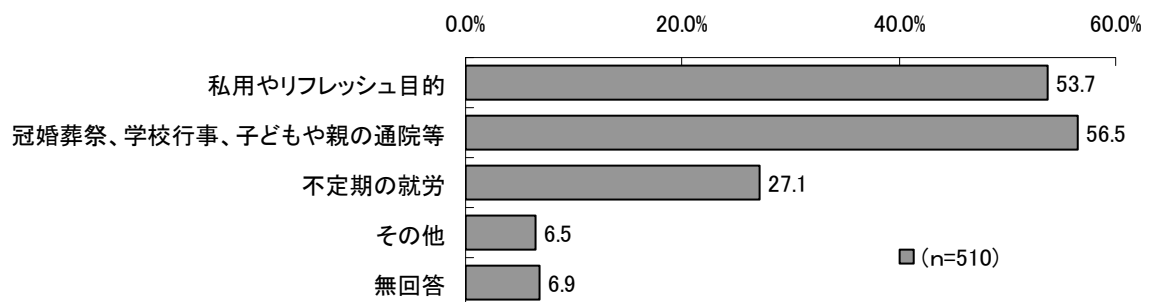
② 不定期の教育・保育事業（一時保育）

- 今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では「利用したい」が33.4%となっており、利用希望者の希望日数（平均）は17.6日／年でした。
- 利用希望者の利用目的では「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（56.5%）、「私用やリフレッシュ目的」（53.7%）、「不定期の就労」（27.1%）の順で割合が高くなっています。

【不定期の教育・保育事業の利用意向】



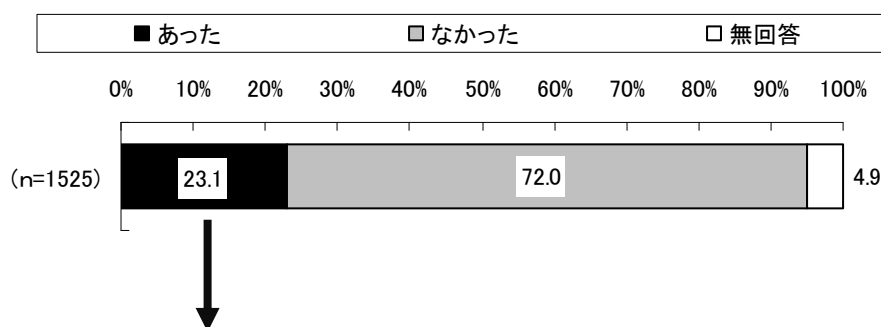
【不定期の教育・保育事業の利用目的】



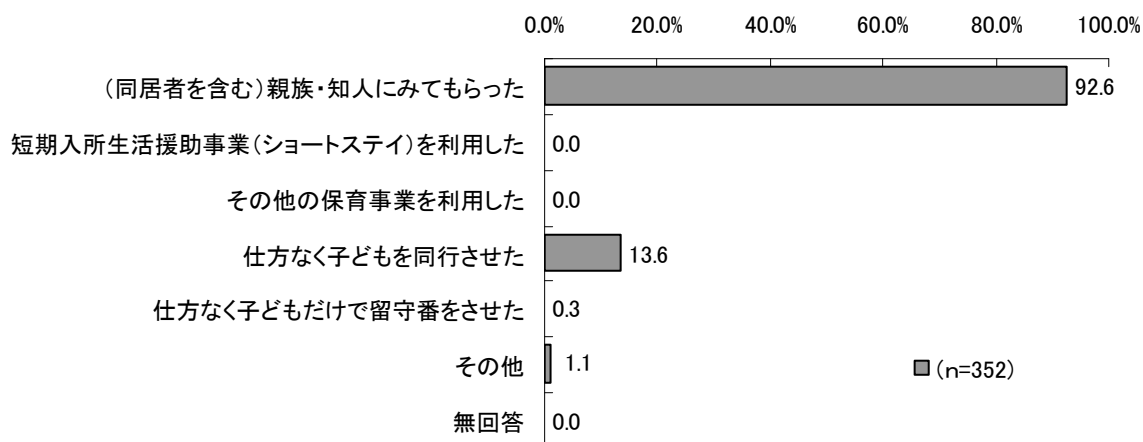
③ 宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）

- ・就学前児童保護者の23.1%は、過去1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の泊数（平均）は7.2泊／年となっています。
- ・預けなければならなかった場合の対処方法は「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（92.6%）の割合が9割を超えて最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（13.6%）となっており、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」は0%でした。

【過去1年間の泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験】



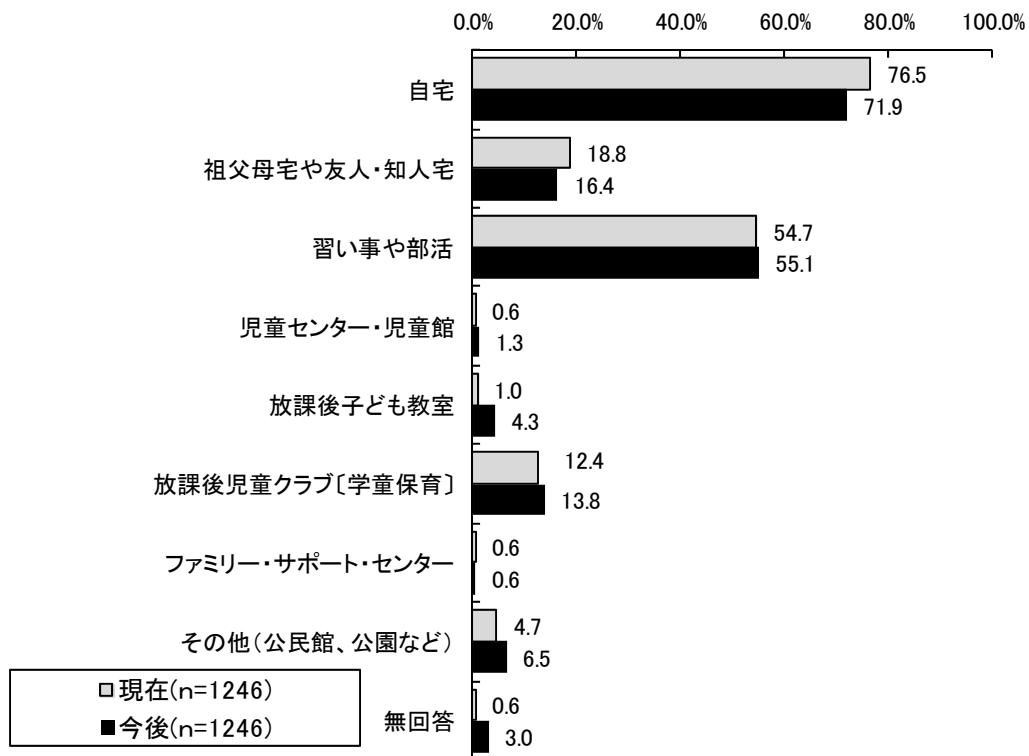
【泊まりがけで家族以外に預けたときの対処方法】



(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）等の状況

- 小学生の放課後の過ごし方について、現在の状況と今後の意向をたずねたところ、放課後児童クラブ〔学童保育〕の割合は、現在：12.4%、今後：13.8%とほぼ同率となっています。

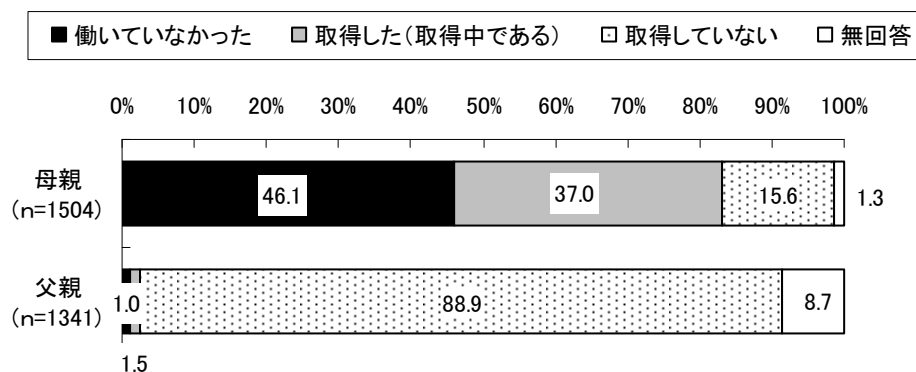
【小学生の放課後の過ごし方】



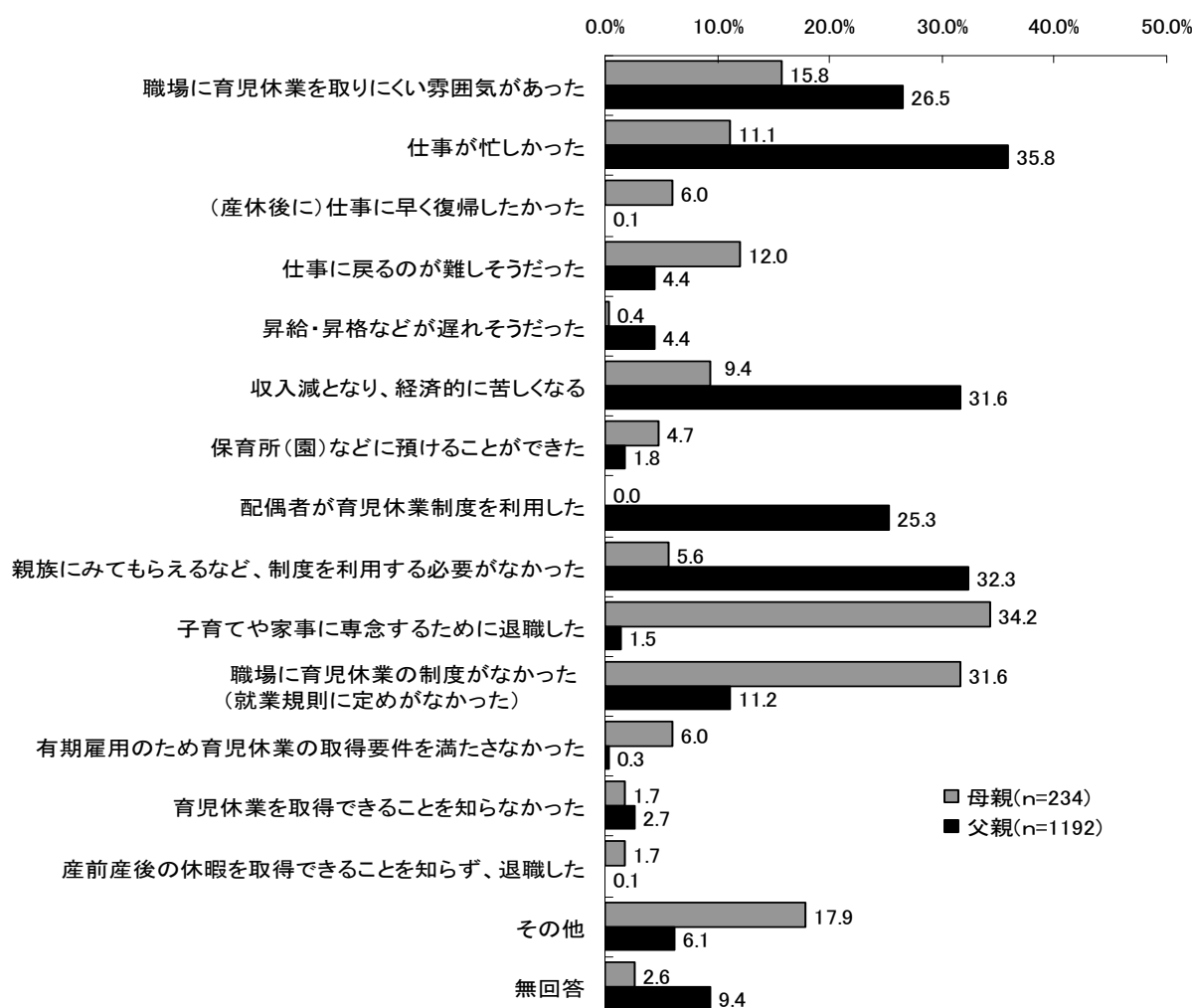
(5) 仕事と子育ての両立支援

- ・就学前児童保護者の育児休業の取得率(「取得した(取得中である)」の割合)は、母親:37.0%、父親:1.5%となっています。
- ・育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」(34.2%)の割合が最も高く、父親では「仕事が忙しかった」(35.8%)の割合が最も高くなっています。

【育児休業の取得状況(母親・父親)】



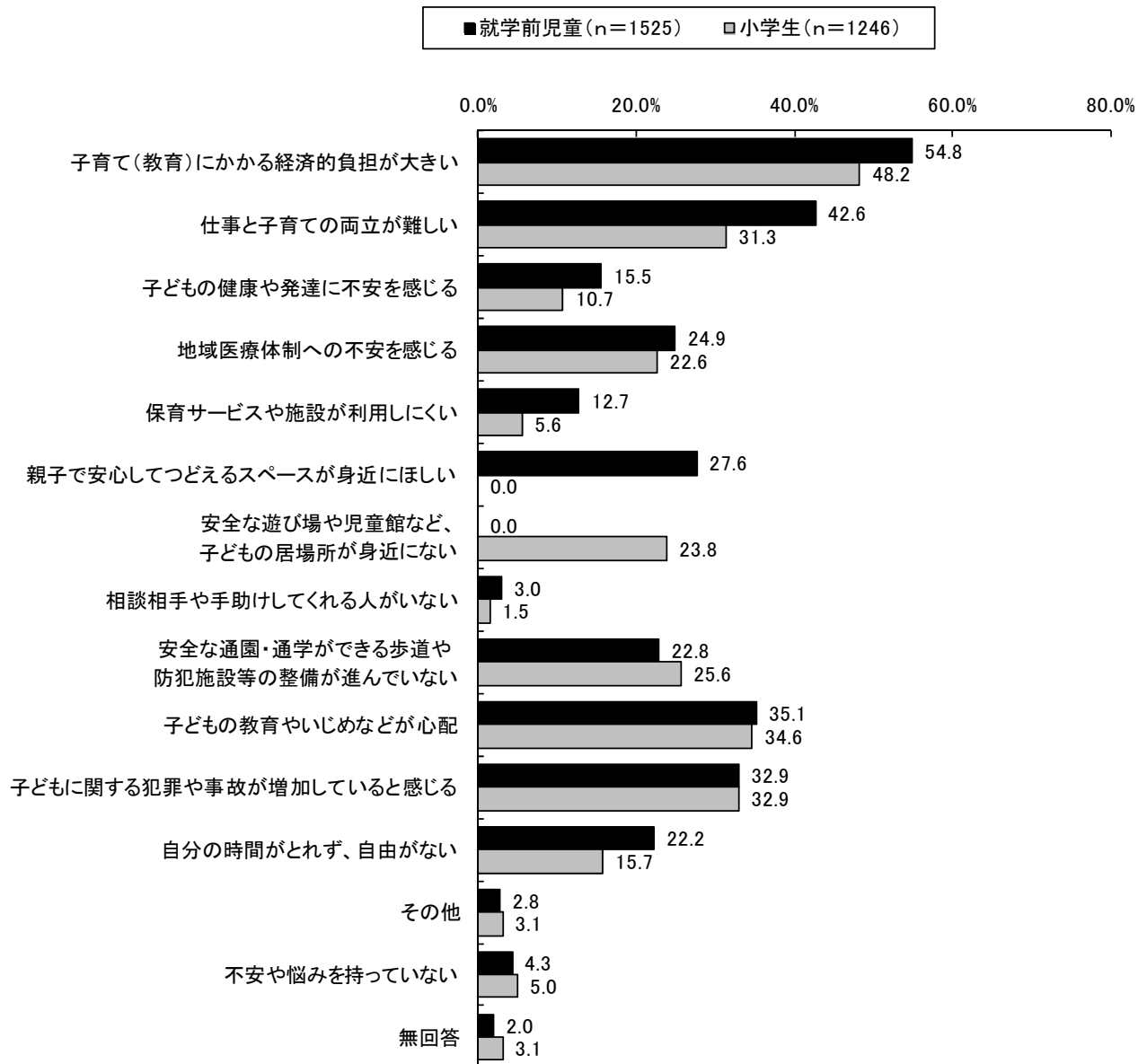
【育児休業を取得していない理由(母親・父親)】



(6) 子育てに関する不安や悩み

- 子育てに関する不安や悩みは、就学前児童・小学生ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」（就学前児童：54.8%、小学生：48.2%）の割合が最も高くなっています。
- 就学前児童と小学生を比べると、「仕事と子育ての両立が難しい」や「自分の時間がとれず、自由がない」、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」などは就学前児童のほうが割合が高くなっています。

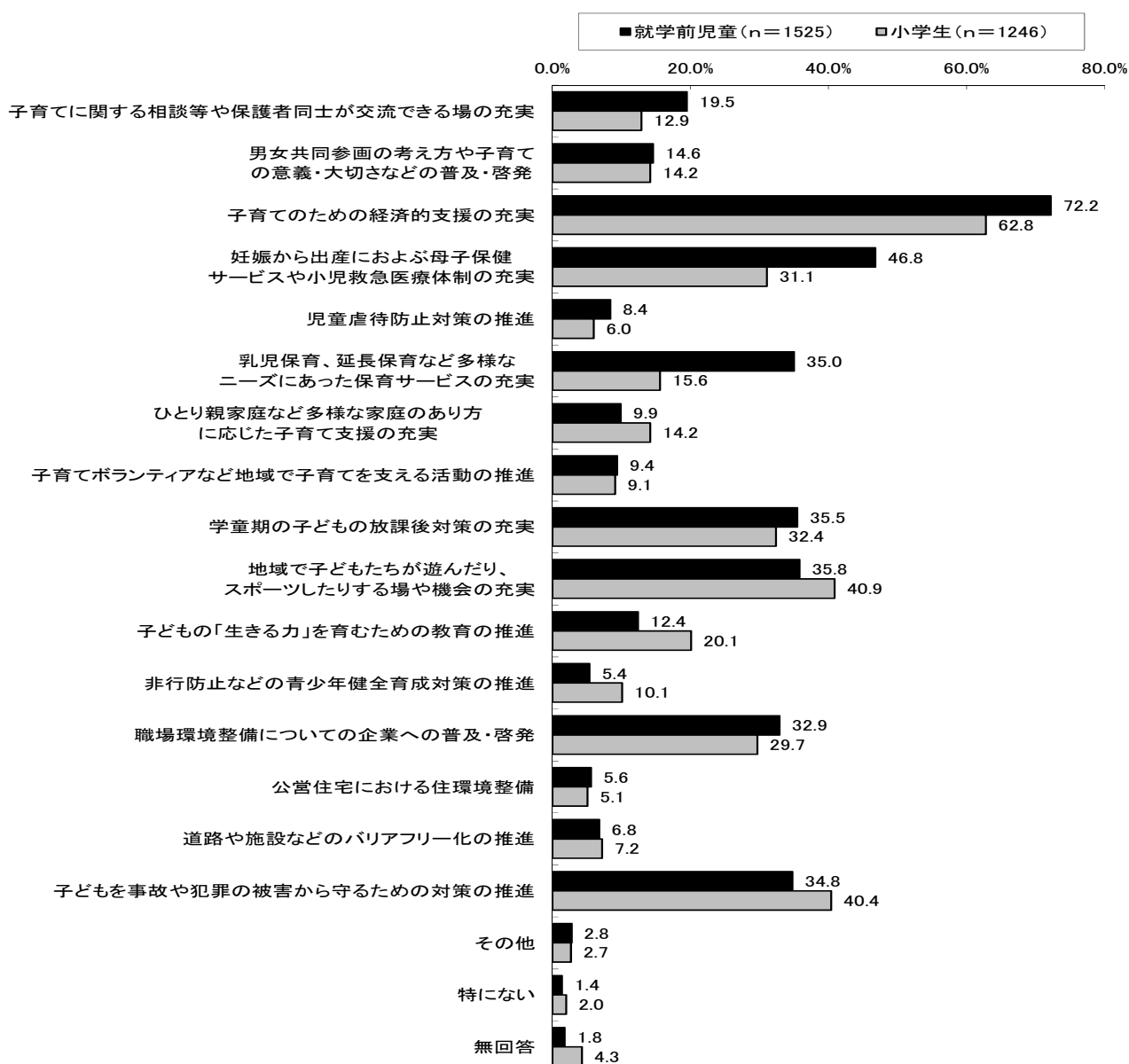
【子育てに関する不安や悩み】



(7) 子育て支援として玉名市に期待すること

- 子どもを健やかに生み育てるために玉名市に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子育てのための経済的支援の充実」（就学前児童：72.2%、小学生：62.8%）の割合が最も高くなっています。
- 就学前児童では、これに次いで「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」（46.8%）の割合が高く、小学生では「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」（40.9%）の割合が高くなっています。

【子どもを健やかに生み育てるために玉名市に期待すること】



3. 主な教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所及び認定こども園の状況

平成29年度現在、市内に、認可保育所は19園(公立5園、私立14園。休園1園は含まない。)、認定こども園は3園あります。

入所児童数は、平成29年4月1日現在で1,788人となっており、子ども・子育て支援新制度以降約100人増加しています。平成21～26年度は入所待機児童は発生していませんが、その間も毎年、定員比110%前後の児童を受け入れている状況から、平成27年度以降は、毎年入所待機児童が発生しています。

【認可保育所及び認定こども園の状況】

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保育所数(か所)		20	20	20	20	20	20	20	20	19
認定こども園数(か所)								3	3	3
定員(人)	保育所	1,380	1,380	1,390	1,390	1,415	1,415	1,515	1,550	1,550
	認定こども園							159	150	150
入所児童数(人)	0歳	62	73	79	68	87	74	97	103	94
	1歳	230	235	246	254	245	271	284	290	314
	2歳	272	305	278	296	298	275	319	325	339
	3歳	313	303	333	296	315	321	318	338	360
	4歳	328	331	318	347	301	309	344	328	349
	5歳	320	329	335	327	352	307	331	349	332
	計	1,525	1,576	1,589	1,588	1,598	1,557	1,693	1,733	1,788
	3歳未満	564	613	603	618	630	620	700	718	747
	3歳以上	961	963	986	970	968	937	993	1,015	1,041
待機児童数(人)	3歳未満	0	0	0	0	0	0	2	18	12
	3歳以上	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	計	0	0	0	0	0	0	2	21	12
入所児童数/定員		110.5%	114.2%	114.3%	114.2%	112.9%	110.0%	111.7%	111.8%	115.4%

※認定こども園は、保育所機能(2号及び3号)のみ掲載。

資料／子育て支援課（各年度4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園（認定こども園の幼稚園部分含む）は、平成29年度現在、市内に私立4園があります。

3～5歳の在園児数は、平成29年5月1日現在で382人となっており、定員比60%台で推移しています。

【幼稚園の状況】

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
幼稚園数(か所)		6	6	6	6	6	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
学級数(クラス)		30	28	27	28	27	<u>27</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
定員(人)		840	840	840	840	840	<u>840</u>	<u>570</u>	<u>570</u>	<u>570</u>
園児数 (人)	3歳	170	149	159	181	165	<u>201</u>	<u>119</u>	<u>114</u>	<u>123</u>
	4歳	199	186	179	185	194	<u>185</u>	<u>148</u>	<u>130</u>	<u>123</u>
	5歳	215	202	191	187	197	<u>198</u>	<u>124</u>	<u>150</u>	<u>136</u>
	計	584	537	529	553	556	<u>584</u>	<u>391</u>	<u>394</u>	<u>382</u>
園児数/定員		69.5%	63.9%	63.0%	65.8%	66.2%	<u>69.5%</u>	<u>68.6%</u>	<u>69.1%</u>	<u>67.0%</u>

※幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。

資料／子育て支援課（各年度5月1日現在）

(3) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、平成29年8月1日現在、市内6か所（定員127人）となっています。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

子どもたちの笑顔を求めて

玉名市次世代育成支援行動計画（たまな子育てプラン）では、前期・後期計画を通じて『元気で！笑顔で！いきいき子育て大作戦』を基本理念として、子どもと子育てに関連する各種施策を推進してきました。

本計画では、次世代育成支援行動計画との連続性に配慮しつつ、子ども・子育て支援法における本計画の目的等を勘案して、基本理念を「子どもたちの笑顔を求めて」とします。児童憲章にもあるように、子どもたちは、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活が保障されなければなりません。子どもたちの笑顔が広がることで、家庭や地域、住民の皆さんが活気づき、さらに心が豊かになります。そのためにも、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、その際、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、配慮するものとします。

2. 計画の基本的視点

(1) 子どもの「最善の利益」の実現を目指す

子ども・子育て支援新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としています。この新制度の理念を踏まえつつ、本市の子ども一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

(2) 社会全体で、すべての子ども・子育て家庭を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。

このような子ども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で取り組みます。

(3) 質の高い教育・保育や子育て支援を提供する

子ども・子育て支援新制度により、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わります。新制度下においても、教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

(4) 「仕事と生活の調和」の実現を目指す

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県や企業等と連携しながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた広報啓発など、地域の実情に応じた取組を推進します。

3. 保育・教育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に依りて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

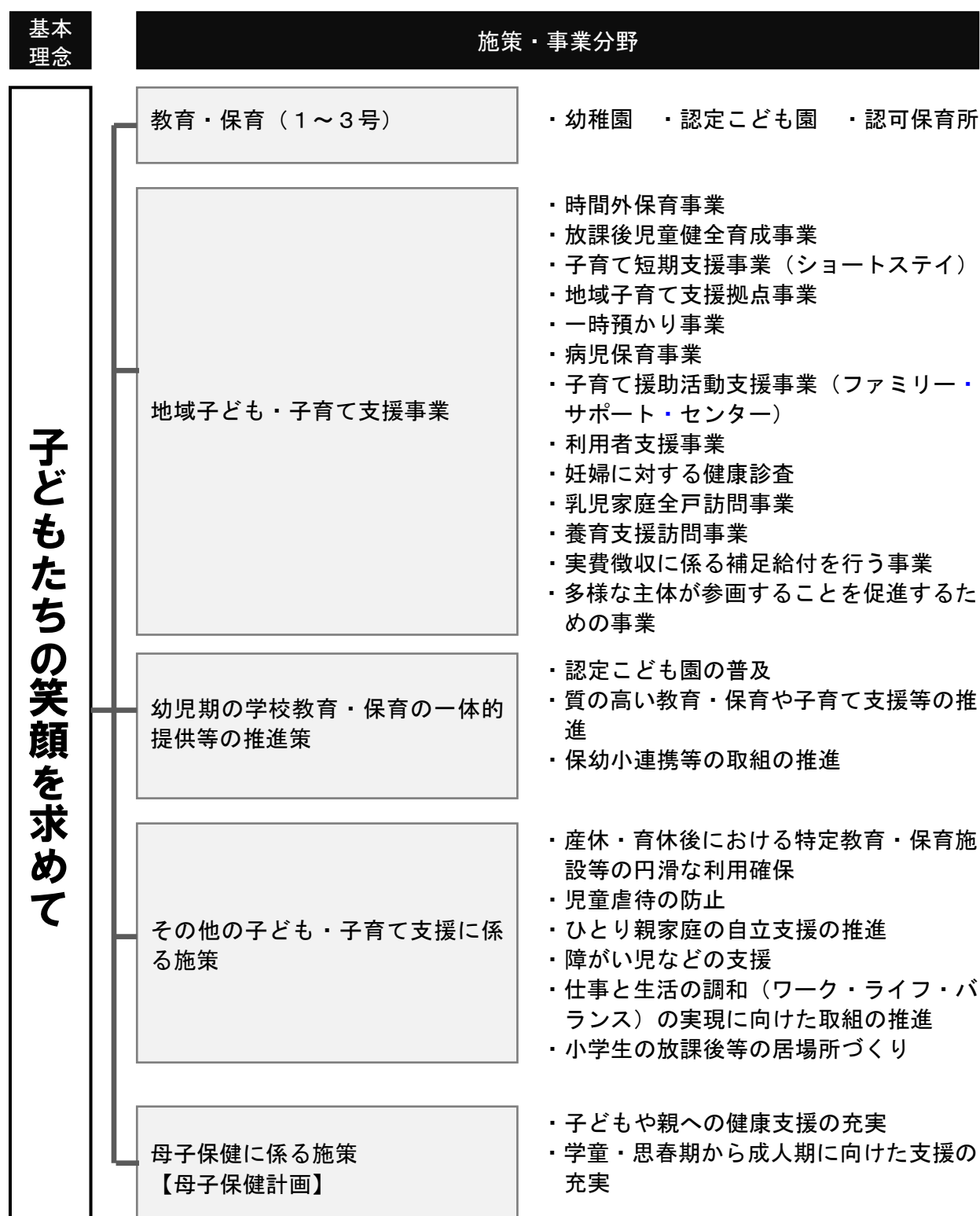
(2) 本市における教育・保育提供区域

本市の子育て中の保護者は、居住地区に関わらず、市内の関連施設を広域的に利用している状況にあるため、このような教育・保育の需要動向の特性を勘案し、すべての事業について市全域を提供区域として設定します。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	一時預かり事業	全市
	病児保育事業	全市
	子育て援助活動支援事業	全市
	利用者支援事業	全市
	妊婦に対する健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業	全市
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
	多様な主体が参画することを促進するための事業	全市

4. 計画の体系



第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の 見込みと確保の方策

1. 教育・保育（1～3号）

（1）教育・保育の量の見込みの概要

【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。
- ・平成29年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が6園、認可保育所が19園あります。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・1～3号ごとの詳細は次頁以降に示しますが、量の見込みの全体像は以下のとおりです。

【教育・保育の量の見込み】

		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
			実績			見込み	
1号		598人	<u>587人</u>	<u>592人</u>	<u>537人</u>	<u>524人</u>	<u>516人</u>
2号	幼児期の学校教育 の利用希望が強い		<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>
	それ以外	947人	<u>1,034人</u>	<u>1,056人</u>	<u>1,077人</u>	<u>1,063人</u>	<u>1,049人</u>
	計		<u>1,034人</u>	<u>1,056人</u>	<u>1,077人</u>	<u>1,063人</u>	<u>1,049人</u>
3号	0歳	79人	<u>233人</u>	<u>230人</u>	<u>161人</u>	<u>217人</u>	<u>210人</u>
	1、2歳	554人	<u>654人</u>	<u>664人</u>	<u>678人</u>	<u>673人</u>	<u>666人</u>
	計	633人	<u>887人</u>	<u>894人</u>	<u>839人</u>	<u>890人</u>	<u>876人</u>
計		2,178人	<u>2,508人</u>	<u>2,542人</u>	<u>2,453人</u>	<u>2,477人</u>	<u>2,441人</u>

※平成25年度～28年度は年度末の、平成29年度は8月1日現在の実績

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

(2) 1号認定

【事業内容】

- ・1号認定は、3～5歳で保育の必要性がなく、教育ニーズが高い認定区分であり、利用サービスとしては、認定こども園や幼稚園が該当します。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		392 人	396 人	388 人	<u>524 人</u>	<u>516 人</u>
② 確 保 の 内 容	幼稚園・認定こども園	529 人 (6 園)	529 人 (7 園)	529 人 (7 園)	<u>638 人</u> (7 園)	<u>638 人</u> (7 園)
	幼稚園	310 人 (3 園)	240 人 (2 園)	0 人 (0 園)	<u>360 人</u> (2 園)	<u>120 人</u> (1 園)
	認定こども園 (幼稚園部分)	219 人 (3 園)	289 人 (5 園)	529 人 (7 園)	<u>278 人</u> (5 園)	<u>518 人</u> (6 園)
	差(②－①)	137 人	133 人	141 人	<u>114 人</u>	<u>122 人</u>

※確保の内容の人数は、利用定員及び他市町村施設の広域利用の合計

【確保の方策】

- ・現在の幼稚園・認定こども園(6園)について、保護者のニーズを勘案しつつ、幼稚園から認定こども園への移行を促しながら、対応していきます。
- ・また、周辺市町村の幼稚園・認定こども園への預け入れでも対応していきます(80人)。

(3) 2号認定

【事業内容】

- ・2号認定は、3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		923 人	932 人	913 人	1,063 人	1,049 人
② 確 保 の 内 容	認定こども園・認可保育所	954 人 (23 園)	954 人 (24 園)	954 人 (26 園)	1,060 人 (23 園)	1,060 人 (23 園)
	認定こども園 (保育所部分)	36 人 (3 園)	76 人 (5 園)	76 人 (7 園)	183 人 (5 園)	233 人 (6 園)
	認可保育所	918 人 (20 園)	878 人 (19 園)	878 人 (19 園)	877 人 (18 園)	827 人 (17 園)
	差 (②－①)	31 人	22 人	41 人	▲3 人	11 人

※確保内容の人数は、利用定員及び他市町村施設の広域利用の合計

【確保の方策】

- ・現在の認可保育所（19園）に加え、幼稚園からの認定こども園（保育所部分）への移行を促しながら、対応していきます。
- ・また、施設の改修により定員増を図ります（改修予定：平成30年度1園）。
- ・さらに、周辺市町村の認可保育所・認定こども園への預け入れでも対応していきます（51人）。

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

(4) 3号認定

【事業内容】

- ・3号認定は、0～2歳で保育の必要性がある認定区分であり、0歳と1・2歳の2区分に分かれます。

【量の見込みと確保の内容】

<0歳>

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		115人	111人	108人	217人	210人
②確保の内容	認定こども園・認可保育所	148人 (23園)	161人 (24園)	161人 (26園)	212人 (23園)	212人 (23園)
	認定こども園 (保育所部分)	15人 (3園)	23人 (5園)	23人 (7園)	27人 (5園)	35人 (6園)
	保育所	133人 (20園)	138人 (19園)	138人 (19園)	185人 (18園)	177人 (17園)
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差(②-①)		33人	50人	53人	▲5人	2人

※確保内容の人数は、利用定員及び他市町村施設の広域利用の合計

<1・2歳>

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		597人	571人	552人	673人	666人
②確保の内容	認定こども園・認可保育所	570人 (23園)	587人 (24園)	587人 (26園)	673人 (23園)	673人 (23園)
	認定こども園 (保育所部分)	61人 (3園)	98人 (5園)	98人 (7園)	126人 (5園)	161人 (6園)
	保育所	509人 (20園)	489人 (19園)	489人 (19園)	547人 (18園)	512人 (17園)
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差(②-①)		▲27人	16人	35人	0人	7人

※確保内容の人数は、利用定員及び他市町村施設の広域利用の合計

【確保の方策】

- ・保育ニーズ部分については、認可保育所や認定こども園の利用定員の増加に加え、幼稚園からの認定こども園（保育所部分）への移行を促しながら、対応していきます。
- ・また、認可保育所や認定こども園の施設改修により定員増を図ります（改修予定：平成30年度1園）。
- ・さらに、周辺市町村の認可保育所・認定こども園への預け入れでも対応していきます（0歳3人、1・2歳36人）。
- ・なお、利用定員の増加、施設改修等による定員増などの方策を実施した上で、量の見込みの確保が当面見込めない場合は、小規模保育等の地域型保育事業の参入により確保することとします。

(5) 保育利用率

国の指針により本計画の必須記載事項とされている3号認定における保育利用率（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）については、前頁の確保の内容から以下のとおりとなります。

【3号認定における保育利用率】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計人口（0～2歳）【A】	1,606人	1,543人	1,493人	<u>1,540人</u>	<u>1,513人</u>
3号認定の利用定員数【B】（※）	718人	748人	748人	<u>885人</u>	<u>885人</u>
保育利用率【B/A】	44.7%	48.5%	50.1%	<u>57.5%</u>	<u>58.5%</u>

（※）Bは「0歳」「1・2歳」の「②確保の内容」の合計値（広域利用予定人数を含む。）

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、認可保育所等において、保育を実施する事業です。
- ・平成25年度現在、市内の認可保育所20園中16園で実施しています（延長保育事業／最長19時まで）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	239 人	260 人	256 人	250 人	247 人	239 人
②確保の内容	- (16 園)	260 人 (16園)	256 人 (16園)	250 人 (16園)	247 人 (16園)	239 人 (16園)
差 (②-①)	-	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・教育・保育における2号（保育）・3号認定者の増加と連動して利用者の増加が見込まれますが、公立保育園民営化の方向性等も見据えつつ、現在の供給体制（16園実施）を維持しながらニーズに対応していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- ・平成25年度現在、主として小学校1年生～3年生を対象に、市内全21小学校区・12クラブで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	423 人	480 人	512 人	546 人	583 人	621 人
②確保の内容	- (12 か所)	480 人 (12か所)	560 人 (14か所)	560 人 (14か所)	600 人 (15か所)	640 人 (16か所)
差 (②-①)	-	0 人	48 人	14 人	17 人	19 人

【確保の方策】

- ・ニーズの増加が見込まれるため、平成31年度までに16クラブでの実施を目途に、クラブの増設に取り組みます。
- ・クラブの増設にあたっては、現時点で定員を上回る利用がある校区（玉名町校区、築山校区）や、広範囲の複数校区を対象としているクラブ（4クラブが該当）への対応を優先的に考慮しつつ、各校区の状況に応じた定員確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- ・保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
- ・過去3年間で2人日の利用に留まっています（平成23年度：2人日、平成24～25年度：0人日）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0人日	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
②確保の内容	- (2か所)	5人日 (3か所)	5人日 (3か所)	5人日 (3か所)	5人日 (3か所)	5人日 (3か所)
差(②-①)	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・平成26年度現在、2か所に委託して実施しています（慈愛園乳児ホーム、シオン園）。平成27年度以降は、3か所に委託し、緊急時等の対応が確実に行えるようにしていきます。

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。
- ・平成26年度から、市内6か所で実施しています（一般型5か所、連携型1か所）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	2,805 人日	3,115 人日	2,993 人日	2,896 人日	2,818 人日	2,741 人日
②確保の内容	- (5 か所)	3,115 人日 (6 か所)	2,993 人日 (6 か所)	2,896 人日 (6 か所)	2,818 人日 (6 か所)	2,741 人日 (6 か所)
差 (②-①)	-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込みは人日/月

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・平成23～24年度は月間3,100人日を超える利用があったことから、今後も現在の6か所で対応可能であると考えられます。今後も現在の供給体制を維持し、ニーズに対応していきます。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

①一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・預かり保育は、平成29年度現在、市内の幼稚園・認定こども園6園全園が実施しています。

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る
量の見込みと確保の方策

【量の見込みと確保の内容】

		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	1号認定に よる利用		25,372 人日	25,631 人日	25,113 人日	25,178 人日	24,207 人日
	2号認定に よる利用		19,482 人日	19,676 人日	19,223 人日	0 人日	0 人日
	計	37,982 人日	44,854 人日	45,307 人日	44,336 人日	25,178 人日	24,207 人日
②確保の内容		- (6 園)	44,854 人日 (6 園)	45,307 人日 (7 園)	44,336 人日 (7 園)	25,178 人日 (6 園)	24,207 人日 (6 園)
差 (②-①)		-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・教育・保育における1号認定に対応する幼稚園や認定こども園での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

②一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・平成29年度現在、市内の認可保育所19園中6園が実施しています。
- ・このほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での就学前児童の預かりや、シオン園に委託実施している子育て短期支援事業（トワイライトステイ）も当該事業に該当します。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		5,330 人日	3,997 人日	3,874 人日	3,756 人日	8,265 人日	8,265 人日
②確保 の内容	一時預かり事業	- (6 園)	3,334 人日 (6 園)	3,220 人日 (6 園)	3,120 人日 (6 園)	7,263 人日 (7 園)	7,263 人日 (7 園)
	子育て援助活動支援 事業 (ファミリー・サポー ト・センター〔就学前〕)	-	660 人日	651 人日	633 人日	999 人日	999 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	-	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
差 (②-①)		-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

【確保の方策】

- ・現在の供給体制（6園）を維持しつつ、利用ニーズの動向をみながら必要に応じて実施施設の拡大を図ります。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での就学前児童の預かりも継続して実施します。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、平成23～25年度の利用実績はありませんが、夜間の預かりニーズにも対応できるよう努めます。

（6）病児保育事業

【事業内容】

- ・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・平成25年度現在、公立玉名中央病院で実施しています（定員6人／日・週5日〔年間240日〕程度開設）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	506 人日	853 人日	841 人日	819 人日	809 人日	782 人日
②確保の内容	- (1 か所)	1,440 人日 (1 か所)	1,440 人日 (1 か所)	1,440 人日 (1 か所)	1,440 人日 (1 か所)	1,440 人日 (1 か所)
差(②-①)	-	587 人日	599 人日	621 人日	631 人日	658 人日

※確保の内容は定員数

※平成25年度の定員は1日5人

【確保の方策】

- ・現在の供給体制を維持し、利用ニーズに対応していきます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。

- ・平成25年度現在、玉名市社会福祉協議会に委託して実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	300 人日	325 人日	352 人日	380 人日	411 人日	445 人日
②確保の内容	- (1 か所)	325 人日 (1 か所)	352 人日 (1 か所)	380 人日 (1 か所)	411 人日 (1 か所)	445 人日 (1 か所)
差(②-①)	-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・本事業の実施にあたっては、協力会員の確保が不可欠であるため、就学前児童も含めた利用ニーズに対応できるよう、委託先（玉名市社会福祉協議会）と連携して協力会員の確保に取り組むなど、事業の拡充に努めます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業であり、子ども・子育て支援新制度において新設されました。
- ・本市では、平成26年度から基本型を市内2か所（「森のひろばログさんち」「玉名市子育てネットワーク」）で実施し、それぞれに専従の子育て支援専門員（子育て支援コーディネーター）を配置し、子育てに関する相談等にワンストップで対応しています。
- ・平成29年10月からは、市保健センター内に設置した母子保健型を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (＝確保の内容)	0 か所	2か所	2か所	2か所	<u>3か所</u>	<u>3か所</u>

【確保の方策】

- ・現在の市内3か所での実施体制を維持し、事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・市内基本型の2か所の事業拠点が共同して平成27年2月に立ち上げた玉名市子育て応援サ

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

イト「たまログ」について、サイトの周知と利用促進に努めます。

(9) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ・安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられました。
- ・本市では、熊本県・福岡県医師会に委託して、妊婦健康診査受診票（14回）による受診を助成しているほか、その他都道府県等での受診に対しても出産後の申請により補助金を交付し、受診を勧奨しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	558 人	522 人	506 人	490 人	505 人	489 人
②確保の内容	-	522 人	506 人	490 人	505 人	489 人
差（②－①）	-	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・今後も健診受診票交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- ・本市では、保健予防課で「母子保健事業（乳児・産婦訪問指導）」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	447人	497人	482人	467人	480人	465人
②確保の内容	-	497人	482人	467人	480人	465人
差(②-①)	-	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・本市では、育児ストレス、産後うつ状態、若年妊産婦、ひとり親、未熟児出産等の問題によって、育児に対する不安が強い家庭に対して、保健師、助産師による「専門的相談支援」を実施しています。今後は、食事、衣服、生活環境について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対して、育児・家事援助が必要と思われます。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	35人	33人	32人	31人	75人	73人
②確保の内容	-	33人	32人	31人	75人	73人
差(②-①)	-	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業であり、子ども・子育て支援新制度において新設されました。
 - ・ 国の実施要項等を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【事業内容】

- ・ 教育・保育施設等に新規参入する事業者に対する相談・助言等の巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業であり、子ども・子育て支援新制度において新設されました。
 - ・ 国の実施要項等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能があること、また、地域における子育て支援を行う機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実にもつながることから、「子育て相談」や「親子つどいの場」を保護者に提供していきます。

なお、幼稚園の提供体制は充足されている一方、保育ニーズ（特に3歳未満児）は増加しており、保育所では定員を上回る受入れを行っている状況から、幼稚園から認定こども園への移行を推進していきます。

認定こども園の理念・意義、教育・保育の質の維持・向上を図る観点から、将来的には幼保連携型の方角で進めていくことが望ましいと考えられますが、当面は、地域の実情に応じて、認定こども園の普及を進めていきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

そのために、認定こども園の普及促進、県や地元の保育士等養成機関等と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

そのためには、それぞれの職員同士の意見（情報）交換や研修の場が必要であり、市としても相互交流が図れるよう支援を行います。

なお、現在、保育所や幼稚園から小学校へ、及び小学校から中学校へ円滑に移行できるように、中学校区ごとに保育所・幼稚園と小学校・中学校との連携会議等を実施したり、連携カリキュラムを作成したりするなど連携を図っており、今後も引き続き連携強化を図っていきます。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。

また、平成26年度から実施している利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	利用者支援において、産休・育休明けのサービス利用について情報提供・相談対応を行います。 【第4章－2－（8）参照】	子育て支援課

2. 児童虐待の防止

児童虐待は、保護者が現に監護する子どもに対して行う行為であり、その子どもの健やかな心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、子どもの基本的人権を侵害するものです。

このような認識にたち、本市は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口として、子どもを取り巻く様々な問題に的確かつ迅速に対応し、適切な支援・援助を行います。

（1）関係機関との連携及び相談体制の強化

玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会（以下、「地域協議会」という。）において、必要な時に円滑に関係機関との連携が図られるように体制を整え、支援・援助を実施します。

なお、地域協議会の代表者会議は、関係機関の長（責任者）で構成し、システム構築のための環境整備を行います。

実務者会議は、実際に活動する実務者で構成し、情報交換や個別ケース検討会議での課題の更なる検討を行います。

個別ケース検討会議は、直接事例に関わりを有している担当で構成し、状況の把握や問題点を確認し、役割分担を決めて支援します。

【玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会の概要】

玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や援助方針を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要です。

① 関係機関相互の**連携**や**役割分担**の調整を行う機関を明確にするなどの**責任体制**の明確化

② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための、**個人情報保護**の要請と関係機関における情報共有の**関係の明確化**

(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造)

○法務局玉名支局、医師会、人権擁護委員協議会、民生委員児童委員、保護司会、校長会、教育事務所、玉名警察署、児童相談所、玉名福祉事務所、母子保健推進協議会、九州看護福祉大学、青少年センター、教育委員会、保育園、幼稚園、保健所、玉名市担当課等で構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容について協議し、要保護児童へ支援を行なっています。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

本市の役割として、①予防・早期発見に視点をおいた活動の推進 ②相談・通告への対応 ③施設退所後の相談・支援を家庭児童相談室を通して取り組みます。

【児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に関する本市の役割】

玉名市の役割

① 予防・早期発見に視点をおいた活動の推進

- ・ 乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業において、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行う。
- ・ 地域の実情に応じたネットワーク体制の構築を図り、保健・医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止する。

② 相談・通告への対応

- ・ 子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けるとともに、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応される比較的軽微なケースへの対応
- ・ ケースの緊急性や困難度を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設の入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては児童相談所へ直ちに連絡する。

③ 施設退所後の相談・支援(アフターケア)

- ・ 児童相談所からの連絡を受け、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続することができるよう、必要に応じて地域協議会の活用などにより、子どもに対し相談や定期的な訪問等を行い、子どもを支え見守る。
- ・ 家族等に対しても、精神的な支援や経済的支援を行い家族が抱えている問題を軽減化を図る。

子育て支援課には、家庭児童相談室があります。広く児童家庭相談を受け付けるとともに、社会資源を活用した支援・援助の実施を行います。

(3) 社会的養護施策との連携

社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するため、児童相談所、女性センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用を図ります。

【(1)～(3)に係る主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会	児童相談所、医師会をはじめ20機関で構成し、関係機関が当該児童等に関する情報や援助方針を共有し、適切な連携のもとに対応を図ります。	子育て支援課
虐待事例の相談・報告	熊本県中央児童相談所、玉名警察署生活安全課等の関係機関の連携において、迅速に適切な措置を行います。	子育て支援課
児童虐待等に関するケース相談・訪問	家庭児童相談員、保健予防課保健師、子育て支援課職員の資質向上に努め、いつでも相談できる第一義的な相談窓口として支援体制を整備していきます。	子育て支援課 保健予防課
母子保健事業による虐待予防や早期発見の推進	乳幼児健診により、健やかな身体と心の発育発達及び保護者が安心して子育てができるように育児不安の軽減等を目的に支援を行います。	保健予防課

3. ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び熊本県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	市福祉事務所の相談員によりひとり親家庭等の相談に対応しているほか、広報誌や市ホームページ等で関連事業の情報を提供しています。相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父に対して、就職に有利な資格の取得を支援するための養成訓練期間中の一定期間において、訓練促進費を支給する事業であり、ひとり親家庭の自立支援の一環として、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が自主的に行う職業能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、市が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する事業であり、ハローワーク等と連携して、資格取得後の就労支援の充実に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する医療費の助成	母子・父子家庭等の自立支援の一環として、医療費の助成を行っており、今後も制度の周知と利用促進に努めるとともに、現物給付の導入など、より利用しやすい仕組みづくりについて検討します。	子育て支援課
保育の優先的利用	これまでも保育所の入所選考時に、ひとり親家庭などを優先的に取り扱っており、今後も保育の優先利用の対象として配慮していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する放課後児童健全育成事業利用料の補助	ひとり親家庭等に対し、放課後児童健全育成事業利用料の一部を補助し、生活支援を行うものであり、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課

4. 障がい児などの支援

母子保健事業等による障がいの早期発見や、早期療育の充実、特別支援教育の推進等の障がい児施策の推進を図ります。

障がいのある子どもが住みなれた地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携して関連施策の充実を図ります。

また、教育・保育の職員の資質や専門性の向上を図るために研修を実施するとともに、地域療育センターの療育相談員や本市の心理士等による教育・保育施設等の訪問、保育所等訪問支援の活用による当該施設職員等への支援を通じて、特別な支援が必要な子どもや家族等への支援の充実を図ります。

あわせて、特定教育・保育施設、学童保育での障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。

なお、これらの支援を行う際は、障がいの種類や程度が多様化していることを十分に考慮し、それぞれの子どもや保護者のニーズを踏まえながら、きめ細やかな対応に努めます。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
玉名市障がい者計画・障がい福祉計画の推進	「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、障がい児関連施策を総合的に推進していきます。	総合福祉課
発達障がい児への支援	3障がい及び発達障がいのある子どもに対する支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援事業」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」を実施します。また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助、調整等を行っており、今後も継続して実施していきます。	総合福祉課
教育・保育施設における障がい児の受入れ	すべての認可保育所で保育士での保育が可能な障がい児の受入れを行っており、今後も、認定こども園、幼稚園、保育所における、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。	子育て支援課 教育総務課
障がい児の就学支援	障がい児及び支援が必要な幼児の就学に関して、病院や療育機関、保育所・幼稚園、学校、地域療育センター、子育て支援課、総合福祉課、保健予防課等が連携して必要な支援を実施しています。保護者が子どもの障がいを理解し、受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう、今後も関係機関等の連携強化を図ります。	子育て支援課 総合福祉課 保健予防課 教育総務課
保健、福祉、教育、医療等の連携	特別支援教育を一層推進するため、玉名市特別支援連携協議会を設置し、幼稚園、保育所、小・中学校、高校及び家庭、福祉、医療、学術等関係機関との連携のもと、地域における特別支援教育のネットワークを構築するとともに、特別支援教育に対する理解促進を図っており、今後も当該協議会を中心にこれらの取組を継続して実施していきます。	教育総務課

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

仕事と生活の調和のとれた生活を実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育て等を両立しやすい職場環境づくり等について、啓発していきます。

なお、本市では、「玉名市男女共同参画条例」において、仕事と生活の調和がとれる職場環境の改善について企業の責務を謳っており、この条例や「玉名市男女共同参画計画」の内容を広く啓発しながら、地域の企業や商工会議所等に、子育て中の保護者が働きやすい環境づくりに対する理解・協力を求めています。あわせて、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業や民間団体の好事例の情報収集・提供の実施に向けて検討を進めています。

また、保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
玉名市男女共同参画計画の推進	「玉名市男女共同参画計画」に基づき、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる施策を総合的に推進していきます。	人権啓発課
企業等に対する情報提供・啓発	国や県等と連携しながら、地域の民間企業や商工会議所、商工会等に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した職場環境づくり等に関する情報提供、啓発に努めます。	商工観光課

6. 小学生の放課後等の居場所づくり

小学校に就学しているすべての子どもたちが、放課後や休日を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動が行える場が必要です。

このため、本市では、小学生の放課後等の居場所として、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を12か所設置しているほか、高道・睦合・玉水小学校の余裕教室等を活用して「放課後子ども教室」を実施し、子どもの居場所づくりを推進しています。

今後も、ニーズの増加が見込まれる放課後児童クラブの増設や、事業の担い手となる人材・場所の確保に努め、放課後子ども教室の継続実施と充実を図っていきます。

あわせて、地域における子どもの健全な遊び場として、児童館・児童センターの実施体制の充実や環境整備に取り組みます。

また、放課後児童クラブの開所時間について、11か所で平日及び長期休暇中で午後6時半あるいは7時までの開所を実施しており、引き続き実施してまいります。

さらに、行政（生涯学習課、子育て支援課）、学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の関係者からなる「玉名市放課後子ども総合プラン運営委員会」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施のあり方等についても検討を行っています。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	【第4章－2－（2）参照】 ≪目標事業量≫ 平成31年度までに16か所（定員640人）	子育て支援課
放課後子ども教室	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、地域住民等が指導者やボランティアとして参加しながら、児童にスポーツや文化活動等の様々な体験活動や学習活動の場を提供する。 平成26年度現在、3小学校で実施しているが、今後も小学校等と連携するとともに、教室運営に必要な地域住民ボランティアの確保・育成を図る。 ≪目標事業量≫ 平成31年度までに3か所	生涯学習課
児童館・児童センター事業	地域の子どもの健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される事業であり、児童館2か所、児童センター1か所で実施している。児童の健全育成に寄与するため、各種活動の充実に努める。	子育て支援課

第6章 母子保健に係る施策【母子保健計画】

本章は、国の「健やか親子21」（わが国の21世紀における母子保健に関する国民運動計画）の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21地方計画）」として整理しています。

1. 子どもや親への健康支援の充実

生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康、つまり、次世代の健康が重要です。妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康づくりを推進していくことができます。また、子どもが成長し、やがて親となり、その次の世代を育むという循環においても、子どもの健やかな発育や生活習慣の形成が、その基礎となります。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、育児不安・育児ストレスを抱える母親や産後うつが増えています。また、若年妊婦・ひとり親・高齢妊婦や精神疾患等、支援が必要な妊婦等も多く見られ、継続した丁寧な関わりが大切です。

低出生体重児は平成28年度53人生まれています。低出生体重児は、様々な合併症のほか、発達障がいや成人期の生活習慣病等の発症が高くなるといわれており、発症予防のためには妊娠中の健康管理が必要です。

また、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病等は、将来、生活習慣病を発症する危険性が高いといわれており、産後も継続した健康管理が必要です。

乳幼児健診や保育所・幼稚園・学校等で「落ち着きがない」「コミュニケーションがとりづらい」「集団行動がとれない」といった子どもが増えています。また、多様化する労働環境等により親と子の生活リズムの乱れや携帯電話等で遊ぶ子どもの低年齢化等、メディアの影響が顕著になってきています。このような状況を踏まえ、関係機関が連携して、親への意識啓発や子どもの成長に適した支援を行うことが必要です。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 母子健康手帳交付時の特定妊婦の把握や、保健師・助産師・母子保健推進員による家庭訪問を行うとともに、産後うつ等医療機関や子育て支援センターとの連携を図り、早期から継続した支援を行います。
- 低出生体重児の発症予防対策として、母子健康手帳交付時の健康教育の充実や妊婦健診費用の助成、妊婦健診結果に基づいた妊産婦の保健指導の充実に取り組みます。
- 子どもの健やかな発育・発達を促し、保護者が安心して子育てできるための支援として、育児学級や育児相談の充実と乳幼児健診の充実に取り組みます。
- 思春期から妊娠・出産・子育て期における母子保健の充実のために、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援などを通じて、妊産婦にきめ細やかに支援し、地域の母子保健関係機関等とともに「安心感」の醸成を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 母子保健推進員の活動と育成を図ります。
- 母子保健関係者とのネットワーク構築を図ります。

(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 母子保健事業を通して健康的な生活リズムやメディアの影響について意識啓発を行います。
- 子どもの発達に関する相談機会の充実を図ります（乳幼児健診時の心理士や療育相談員による相談、子育て支援課心理士の保育所支援）。
- 発達に不安を持つ子どもと保護者に対して、乳幼児期・学童期の関係者が継続して支援する体制づくりを構築します。

【(1)～(3)に係る主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業 (母子保健型)	保健師や助産師等の母子保健支援員が妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するために、支援に必要な実情をきめ細やかに把握し、個別支援計画を策定後、出産後早期の家庭訪問、乳房ケア、沐浴指導、妊産婦の心理相談等の支援体制の充実を図ります。 また、思春期保健の充実と産婦人科や小児科など地域の母子保健関係機関等とネットワークの構築を図ります。	保健予防課
母子健康手帳交付及び <u>こんにちは赤ちゃん教室</u>	妊婦やその配偶者等が安心してお産を迎えられるように、母子健康手帳を交付し、集団による <u>こんにちは赤ちゃん教室</u> を実施しています。 妊婦が妊婦の肥満・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・やせによる胎児への影響を知り、自ら健康管理ができ、安心して出産に臨めるように <u>教室</u> の内容の充実を図ります。 ハイリスク妊婦（若年・高齢・未婚・望まない妊娠、妊娠高血圧症候群、精神疾患の既往等）の把握に努め、適切な支援の実施に努めます。	保健予防課
妊産婦・乳幼児訪問指導・相談	健診未受診の妊婦や、高齢・若年の妊婦、身体的・精神的・経済的な課題をもつ妊産婦に対し、保健師・助産師で家庭訪問・電話相談等を実施しています。 妊娠期から産後までの継続的な支援を行うことで、早産・低体重児出生・ <u>生活習慣病</u> ・産後うつ・虐待等の予防に努めます。 ハイリスク者の把握に努め、支援が必要な者については関係機関と連携を図り、適切な支援の実施に努めます。 【第4章－2－(10)(11)参照】	保健予防課
妊婦健康診査費助成	全妊婦に妊婦健康診査費助成を実施しています。 医療機関との連携を継続して実施し、健診結果よりハイリスク妊婦(妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病、健診未受診者等)を把握し、保健指導を行い早産・低体重児出生・ <u>生活習慣病</u> 等の予防を図ります。 【第4章－2－(9)参照】	保健予防課
母子保健推進員活動育成事業	母親等の相談相手として、妊産婦や乳幼児の家庭を訪問し、安心して子育てができるように関係機関と連携して支援しています。母子保健推進員が楽しくやりがいのある活動ができるように定例会や研修会の内容を検討し、活動を推進します。	保健予防課
さくらんぼ学級	生後2ヵ月児とその親を対象に <u>子育て支援センター・母子保健推進員と連携して実施しています。</u> <u>発育発達の確認、予防接種の説明、座談会などを行い、育児不安の軽減や親同士の仲間づくりを支援していきます。</u>	保健予防課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診	健やかな心身の発育発達及び、親が安心して月齢に応じた子育てができるように、4カ月児、8カ月児、1歳8カ月児、3歳6カ月児を対象に毎月健診を実施しています。 親が子どもの発達段階に応じた育児の仕方について学び、育児不安が軽減できるような健診内容の充実を図ります。 健診未受診者への受診勧奨と実態把握を確実にします。 <u>支援が必要な子どもには、保護者や関係機関とともに支援の方向性の共有を図ります。</u>	保健予防課
のびのび子育て相談	<u>乳幼児健診後のフォローや気軽に育児相談ができるように保健師、助産師、栄養士等が対応しています。</u> 栄養（離乳食・幼児食）について悩みを抱える親が多い<u>ことにより</u>、栄養士による保健指導の充実を図ります。	保健予防課
発達相談	健診や保育園・幼稚園において支援が必要と思われる幼児に対し、心理士による個別の発達相談を実施しています。相談ケースが多く、タイムリーに対応できていないため、関係機関との連携を図りながら、個別対応の充実を図ります。	保健予防課
療育及び就学への支援	発達に不安を抱える子どもの支援の<u>方向性について</u>共有する要フォロー児支援会議を実施しており、当該会議の充実を図ります。 個別支援の<u>方向性、更に</u>、発達障がい児及び気になる子の支援体制について検討継続し、就学への支援を図ります。	保健予防課
育児講座	「はじめての赤ちゃん和妈妈のための育児講座」を玉名郡市医師会 NP ありあけ班と共催で実施しています。また「産後ママビクス」で産後の母親に適した体操を実施し、産後うつや育児不安を抱える母親が心と体のリフレッシュができ、母親同士のふれあいと仲間づくりの場となるように努めています。今後は子育て支援センターとの連携を検討します。	保健予防課
「子ども・若者とメディア」を考える会との連携	有明地域において、子どもや若者に関わる関係者で開催している「『子ども・若者とメディア』を考える会」の例会・運営委員会に参加し、関係団体と連携して母子保健の充実とともに、子どもを取り巻くメディア環境へ効果的な対応を図ります。	保健予防課 子育て支援課

第6章 母子保健に係る施策【母子保健計画】

事業名	事業内容	担当課
食育	乳幼児期から正しい食習慣を定着させるために、乳幼児健診や離乳食教室・育児相談等で栄養バランスのとれた食生活の啓発を図っています。食育推進連絡会議及び作業部会を組織し、食育の方向性や具体策を協議しており、今後もこれらの会議等により地域の食育関係団体等と連携しながら食育を推進します。	保健予防課 子育て支援課
予防接種	予防接種法ならびに <u>感染症予防法</u> に基づき、各種予防接種を実施しています。予防接種を適正に受けるための周知啓発を図るとともに、医療機関と連携し、予防接種を受けやすい体制づくりと過誤発生防止に努めます。	保健予防課
乳幼児歯科保健の充実	乳幼児健診時に歯科医師による診察、歯科衛生士による歯科指導を実施しています。特に乳歯咬合の完成期である3歳児のむし歯保有率の改善は、乳幼児の健全な成長のために不可欠であるため、今後も乳児期からの歯の健康についての歯科指導の充実を図ります。	保健予防課
フッ化物洗口事業	生え始める永久歯の歯質の強化とむし歯予防対策として、市内の保育園・幼稚園で行っており、学校でフッ化物洗口を導入していきます。保育園園長会や未実施の園に対してフッ化物洗口事業について説明会を実施し、全園実施を目指します。また、学校においては、 <u>平成27年度に全校開始になり、安心安全に継続実施できるような体制を構築していきます。</u>	保健予防課 子育て支援課 教育総務課
子ども医療費助成制度	疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりを目的としています。平成26年度から中学校修了までの子どもを対象に保険診療に係る一部負担金の全額を助成し、より利用しやすい制度に推進します。	子育て支援課

2. 学童・思春期から成人期に向けた支援の充実

思春期は、心身ともに大きく成長する時期であり、思春期特有の心の問題をはじめ、性・喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する問題への対応も必要です。

また、近年、10代の妊娠・出産も増加傾向にあり、事後的に個別支援を実施していますが、今後、次世代への妊娠・出産・育児の正しい知識の普及とともに、家庭・教育現場・地域への意識啓発と連携が必要となります。

本市では、小・中・高校等からの依頼により、保健予防課において、命の大切さ等について講話や保護者の相談対応を行っています。

また、近年、学童期から思春期、または成人期に至るまでのひきこもり状態の子どもが見受けられ、本人だけでなく、親や周囲の不安は大きく、社会的にも課題となっています。適切な時期に適切な支援が受けられる環境が必要となります。

このような学童期・思春期等の心身の成長に係る課題に対応し、児童・生徒自らが、より良い将来を生きるため、心身ともに健康的な生活の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による支援の充実が必要です。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
小・中・高校における健康教育	学校からの依頼により、随時、命の大切さ及び性・妊娠出産等について講話を行っており、今後も継続して実施していきます。	保健予防課
課題を持つ子どもの親の相談支援	課題を持つ子どもの親の相談等に対応し、関係機関と連携し支援していきます。	保健予防課
引きこもり児童の支援	保護者の都合やしつけの考え方により、社会との関わりを持ちにくい児童や依存症を持つ児童に対して支援していきます。	子育て支援課 教育総務課

資料編

1. 計画策定の経緯

年度	期日	主な内容
平成25年度	平成25年10月18日 ～11月5日	ニーズ調査の実施
	平成26年2月13日	第1回 玉名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針について
	3月28日	第2回 玉名市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の概要について ・人口推計（暫定値）について ・玉名市次世代育成支援行動計画 平成25年度実績について ・ニーズ調査結果について（速報） ・事業計画策定における区域設定について
平成26年度	5月19日	第3回 玉名市子ども・子育て会議 ・玉名市次世代育成支援行動計画 平成25年度実績について ・事業計画における教育・保育の量の見込みについて ・事業計画構成案について
	7月4日	第4回 玉名市子ども・子育て会議 ・事業計画における教育・保育の量の見込みについて ・子ども・子育て支援新制度に関する各事業等の基準案について
	8月5日	第5回 玉名市子ども・子育て会議 ・事業計画骨子案について ・子ども・子育て支援新制度への事業者の移行に関する意向調査の結果について ・条例について ・放課後児童健全育成事業について
	9月4日	第6回 玉名市子ども・子育て会議 ・事業計画の基本理念等について ・事業計画原案について ・利用者負担について
	10月1日 ～10月14日	事業計画案に対するパブリック・コメント （市民意見提出手続）の実施
	11月10日	第7回 玉名市子ども・子育て会議 ・事業計画案に対するパブリック・コメント実施結果について ・子ども・子育て支援新制度施行に伴う特定教育・保育施設の利用定員について ・平成27年度保育所等入園募集について ・利用者負担の考え方について
	平成27年2月27日	第8回 玉名市子ども・子育て会議 ・事業計画案の最終確認 ・利用者負担について

2. 玉名市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、玉名市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に関く子ども・子育て会議の会議については、市長が招集する。

(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第41号)を次のように改正する。

[省略]

3. 玉名市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

	所 属 ・ 役 職 等	委員氏名	備考
1	九州看護福祉大学 看護福祉学部 教授	佐藤 林正	会長
2	玉名市民生委員児童委員連絡協議会 役員	木村 總子	
3	玉名市学童保育連絡協議会 横島学童クラブ代表	田中 順子	
4	連合熊本肥後有明地域協議会 議長	高見 健一	副会長
5	玉名市校長会 会長 築山小学校 校長	坂本 孝明	
6	ぬかみね保育園保護者会長	大下 綱紀	
7	岱明幼稚園保護者	池田 琴美	
8	玉名市PTA 連絡協議会 家庭教育部副部長	折戸 裕子	
9	地域子育て支援センター 子育てネットワーク 代表	小岱 紫明	
10	おおくらの森幼稚園 園長	松本 秀藏	
11	玉名ゆりかご保育園 園長	島本 久幸	
12	おおとりの丘認定こども園 園長	平山 雄基	
13	玉名市社会福祉協議会 地域福祉課長	北原 勝広	

(平成26年2月13日現在)

4. 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

用語	定義
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関)。
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

用語	定義
家庭的保育	主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育	主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7 条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19 条） 【参考】認定区分 ・ 1 号認定子ども：満3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2 号認定子ども：満3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3 号認定子ども：満3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31 条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

玉名市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

(平成 30 年 3 月一部見直し)

発 行：玉名市 健康福祉部 子育て支援課

住 所：〒865－8501 熊本県玉名市岩崎163

電 話：0968－75－1120

公式ホームページアドレス：<http://www.city.tamana.lg.jp/>
